

令和 2 事業年度

事業報告書

令和 3 年 6 月

独立行政法人環境再生保全機構

目次

理事長挨拶	2
1. 価値創造ストーリー「いのち・くらし・つながる・みらい」	3
2. 法人の概要	4
① 法人の目的	4
② 業務内容	5
③ 沿革	6
④ 設立に係る根拠法	7
⑤ 主務大臣	7
⑥ 事務所の所在地	7
⑦ 組織体制	8
3. 中期目標・中期計画・年度計画	9
4. 令和2年度トピックス（業績の適正な評価の前提情報等）	11
公害健康被害補償業務	12
公害健康被害予防事業	14
石綿健康被害救済業務	16
PCB廃棄物処理助成業務	18
最終処分場維持管理積立金管理業務	19
地球環境基金事業	20
環境研究総合推進費業務	22
承継業務（債権管理回収業務）	24
5. 持続的に適正なサービスを提供するための源泉	25
ガバナンス（内部統制）	25
環境配慮の取組	27
地域社会との繋がり	34
ERCA×SDGs	35
法人の強み・基盤を維持・創出していくための源泉	38
① 役員等の状況（令和3年3月31日現在）	38
② 職員の状況	38
③ 重要な施設等の整備等の状況	38
④ 純資産の状況	39
⑤ 財源の状況	39
⑥ 主要な財務データの経年比較	40
⑦ 翌事業年度の予算、収支計画、資金計画（法人単位）	40
6. 業務運営上の課題・リスク及びその対応策	43
① リスク管理の状況	43
② 業務運営上の課題・リスク及びその対応事項	43
7. 業務の成果と使用した資源との対比	44
① 令和2年度の業務実績とその自己評価	44
② 第4中期目標期間の主務大臣評価の状況（参考）	45
8. 予算と決算との対比	46
9. 簡潔に要約された財務諸表（法人全体）	47
① 貸借対照表	47
② 行政コスト計算書	47
③ 損益計算書	48
④ 純資産変動計算書	48
⑤ キャッシュ・フロー計算書	48
10. 財政状態及び運営状況の法人の長による説明情報	49
(1) 貸借対照表	49
(2) 行政コスト計算書	49
(3) 損益計算書	49
(4) 純資産変動計算書	49
(5) キャッシュ・フロー計算書	49
11. 参考情報	50

理事長挨拶



独立行政法人環境再生保全機構（^{エルカ}ERCA）は、平成16年の設立以来、法律で定められた環境の再生と保全のための各種業務を適切かつ着実に推進するとともに、独立行政法人に求められる自主的、自律的な組織運営と業務運営を行い、また、環境分野の政策実施機関として、国民の皆様には質の高いサービスを提供できるよう努めてまいりました。

令和2年度は新型コロナウイルスの感染拡大により、年度を通して世界中が大きな影響を受けることとなりました。ERCAにおいても第4期中期目標期間（令和元年度～令和5年度）の2年目でしたが、令和2年4月と令和3年1月に発出された政府の緊急事態宣言に伴い、BCP（業務継続計画）を二度発動いたしました。通常のやり方での業務の遂行が困難をきたす中、オンラインなど代替手段を活用し、年度計画に定めた目標をほぼ達成することができましたことは、多くのステークホルダーの皆様のご協力と職員の努力と創意工夫によるものと思っております。関係者の皆様に厚く御礼申し上げます。

今後は昨年度の社会変化への対応を一過性のものとせず更に磨き、平時の業務遂行に取り入れて業務を変革するとともに、ERCAの使命や必要な公的機関としての業務について改めて原点に立ち返り、環境政策の一翼を担う組織となることを目指してまいります。感染症リスクと共存する社会にあってもステークホルダーの皆様の信頼に応え、質の高いサービスの提供を続ける組織としての成長に結びつけてまいります。

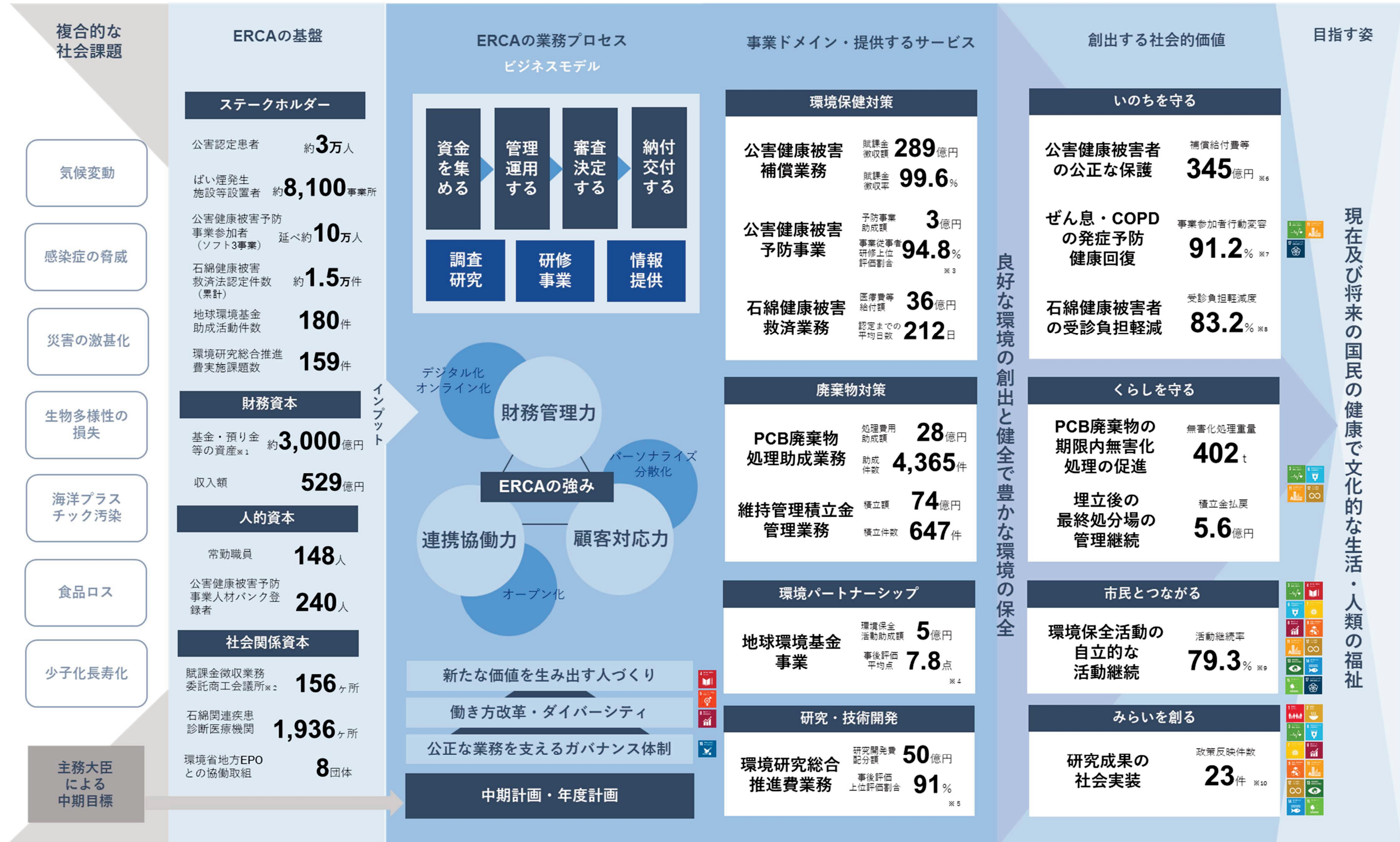
皆様には、この場をお借りしまして、日頃からERCAの業務運営にご理解とご協力をいただいていることに御礼申し上げますとともに、今後ともご指導・ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

令和3年6月
理事長 小辻智之

1. 価値創造ストーリー

いのち・くらし・つながる・みらい

ERCAの価値創造ストーリーは、環境・経済・社会の複合的な課題に対し「新たな価値を生み出す人づくり」を原動力に、ERCAの強みを最大限に発揮し、「いのち・くらし・つながる・みらい」の4つの社会的価値を創出することで、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保、人類の福祉に貢献していく戦略ストーリーです。



(注) 上記記載データは令和2年度実績 (単位未満四捨五入)
 ※1 政府出資金、資本剰余金、石綿健康被害救済基金預り金、PCB廃棄物処理基金預り金、預り維持管理積立金、納付財源引当金。 ※2 委託業務に係る日本商工会議所からの再委託先。

※3 令和2年度研修受講者アンケート(n=504)の結果 5段階評価で上位2段階までの評価をした割合 ※4 外部有識者による事後評価(n=66)10点満点中の平均点 ※5 外部有識者による事後評価(n=55) 5段階中上位2段階の評価を獲得した割合 ※6 補償給付費納付金及び公害保健福祉事業費の合計額 ※7 ソフト3事業の事業実施効果の測定・把握のための調査報告 (n=387) ソフト3事業参加者の行動変容ありの割合。 ※8 令和2年度石綿健康被害救済制度における制度利用アンケート集計結果 (n=1,153)「医療手帳の交付を受けて、以前よりも医療を受けやすくなりましたか。」の問いに「とてもそう思う」「そう思う」と回答した割合。 ※9 助成事業に関するフォローアップ調査結果 (2020年度) (n=55) 「活動継続している」回答割合 ※10 環境政策に関する法令、行政計画、報告書等に反映された (見込みを含む) 件数。

2. 法人の概要

経営理念

私たちは、環境分野の政策実施機関として良好な環境の創出と保全に努め、地球規模で対策が必要となる環境問題に対し、機構が有する能力や知見を活用して、国内外からの様々な要請に応えることにより、真に環境施策の一翼を担う組織となることを目指します。

経営方針

- 良質なサービスを提供し、機構と関わりのある組織や人々との良好な信頼関係の構築を目指します。
- 公共性の見地から業務遂行の透明性を確保するとともに、組織と業務の効率的運営に努めます。
- 関係法令、規程等を厳正に遵守するとともに、常に環境に配慮しつつ業務を遂行し、社会の範となるよう努めます。
- 職員の業績や能力を適正に評価し、環境施策のエキスパートの育成を図り、活気のある職場の構築を目指します。

環境再生保全機構職員行動指針（アクション・プラン）

- **機構の使命を果たすための行動**
 - 国の政策実施機関としての使命を自覚し、常に相手の立場を尊重して業務を遂行するとともに、関係法令を遵守し、倫理観をもって行動する。
 - 幅広い知識・技術の向上に努め、内外のニーズに的確に応える。
 - 常にコスト意識をもって計画的に業務を遂行する。
- **業務に取り組む姿勢**
 - 業務に自主的に取り組み、最後まで責任を持って遂行するとともに、新たな課題に挑戦する。
 - 環境施策の一翼を担う組織の一員として、常に環境に配慮しつつ、業務を遂行する
 - 業務の効率性を高めることにより迅速かつ着実に業務を遂行し、明るく活気のある職場環境を作る。

ERCA の経営理念、経営方針、職員行動指針は、
ホームページでも公開しています。
<https://www.erca.go.jp/erca/guide/message.html>



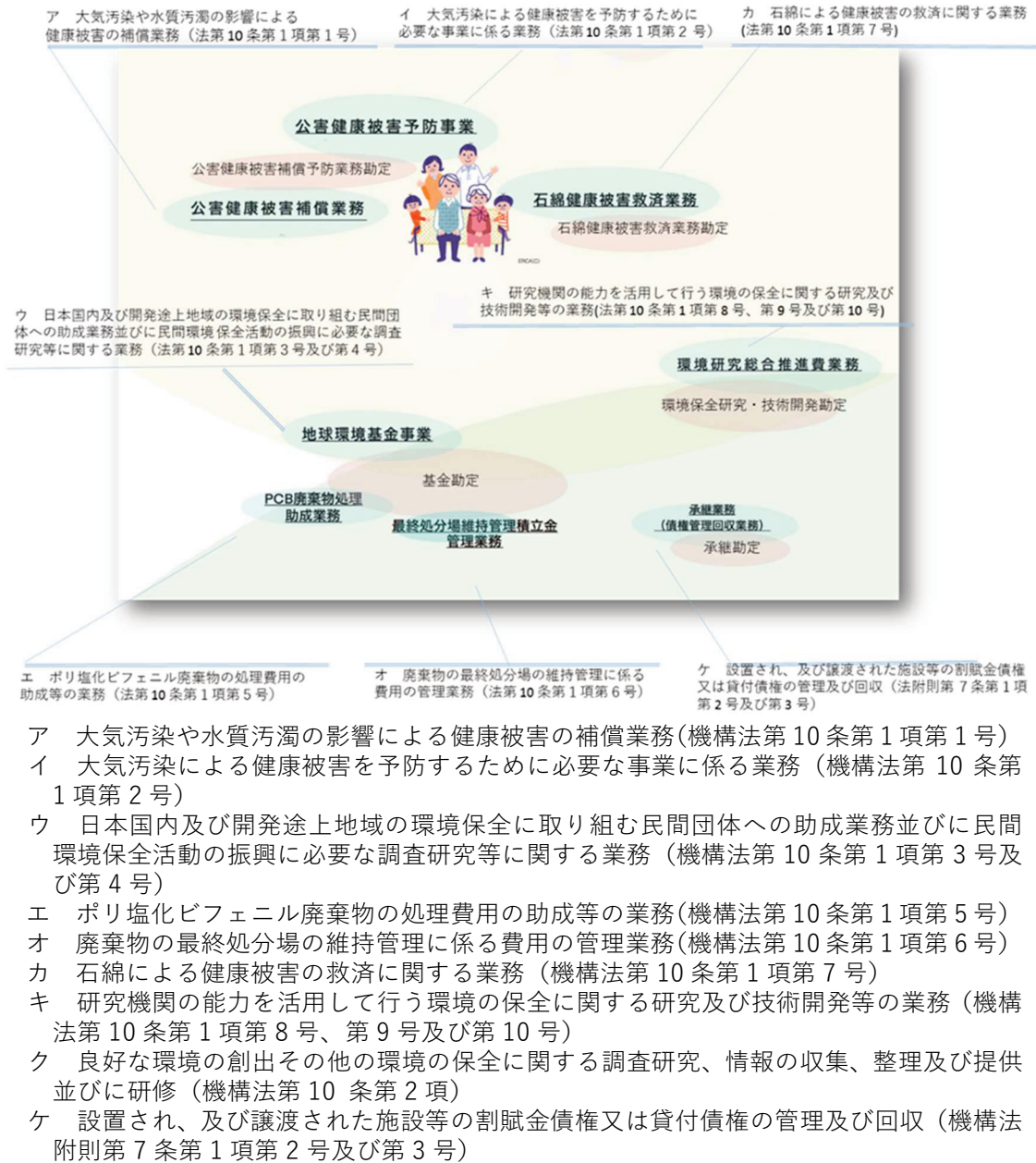
① 法人の目的

ERCA は、公害に係る健康被害の補償及び予防、民間団体が行う環境の保全に関する活動の支援、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の円滑な実施の支援、維持管理積立金の管理、石綿による健康被害の救済、研究機関の能力を活用して行う環境の保全に関する研究及び技術開発等の業務を行うことにより良好な環境の創出その他の環境の保全を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的としています。

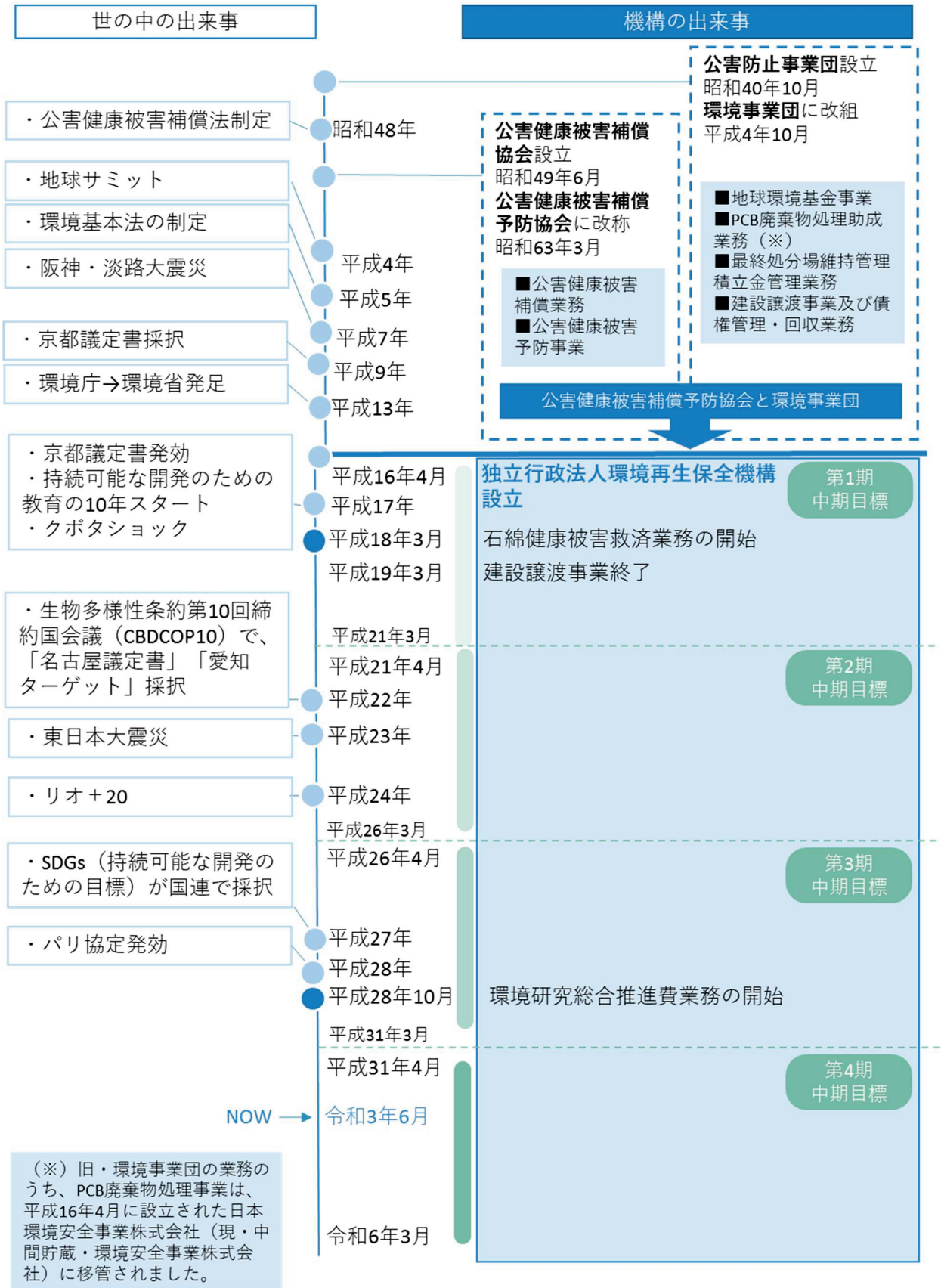
（独立行政法人環境再生保全機構法（以下「機構法」という。）第3条）

② 業務内容

ERCA は、機構法第 3 条の目的を達成するため以下の業務を行います。



③ 沿革



④ 設立に係る根拠法

独立行政法人環境再生保全機構法（平成 15 年法律第 43 号）

⑤ 主務大臣

ERCA の役員及び職員並びに財務及び会計その他管理業務に関する事項については、環境大臣が主務大臣です。また、業務の一部は農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が主務大臣となっています。

	業務内容	主務大臣
1	役員及び職員並びに財務及び会計その他管理業務	環境大臣
2	機構法の附則に掲げる債権の管理・回収等の業務	環境大臣
3	民間団体による環境保全の活動の支援業務及びこれらに附帯する業務	農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣
4	3 の業務以外の業務	環境大臣

⑥ 事務所の所在地

川崎本部： 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310 番

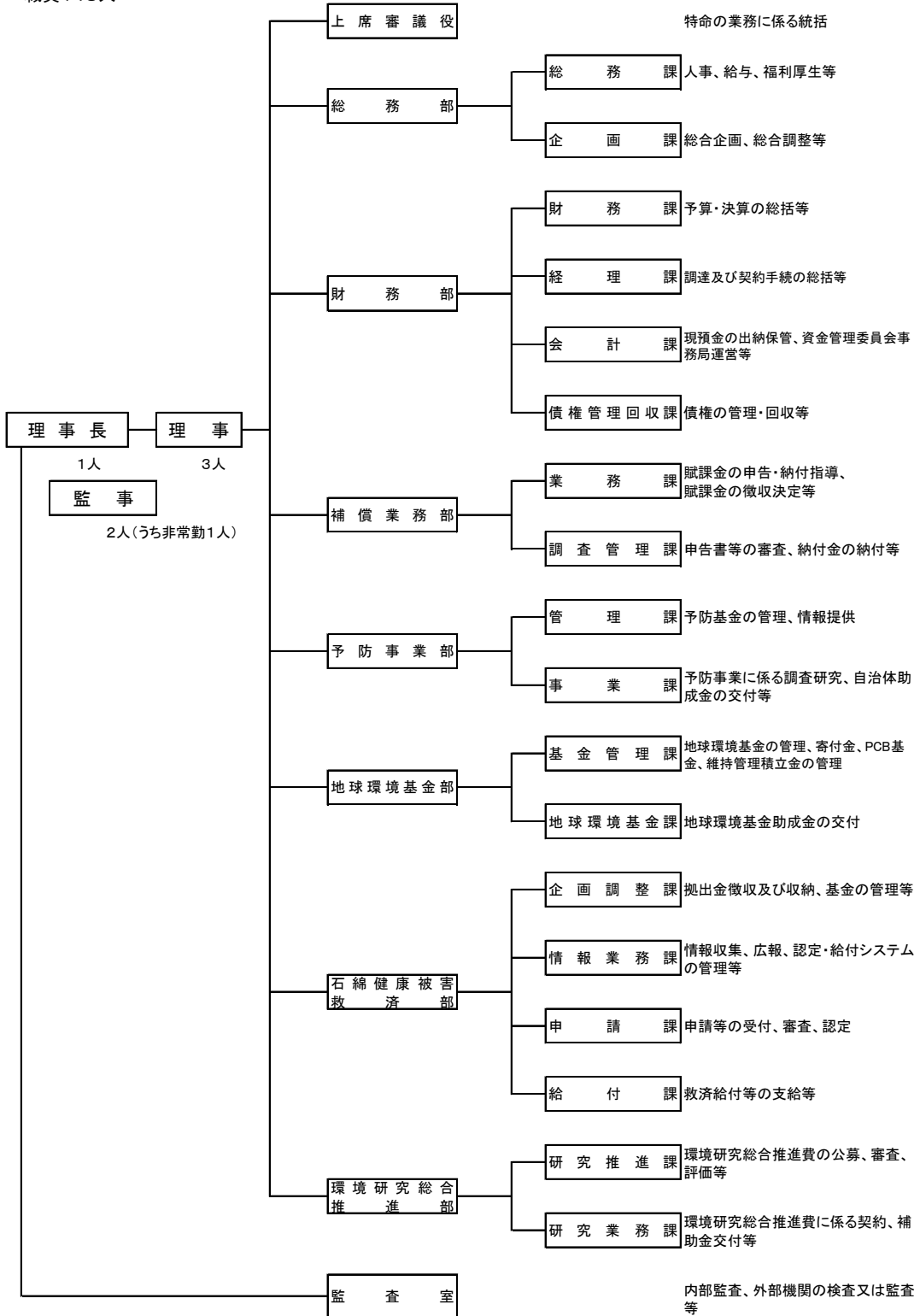
東京事務所： 東京都千代田区麴町 5 丁目 7 番 2 号

（東京事務所は、令和 3 年 5 月 31 日に川崎本部に統合しました）

⑦ 組織体制

組 織

[7部 1室 18課]
 役員 6人(うち非常勤1人)
 職員148人



3. 中期目標・中期計画・年度計画

政策体系における法人の位置づけ及び役割（ミッション）

■第4期中期目標（令和元年度～令和5年度）

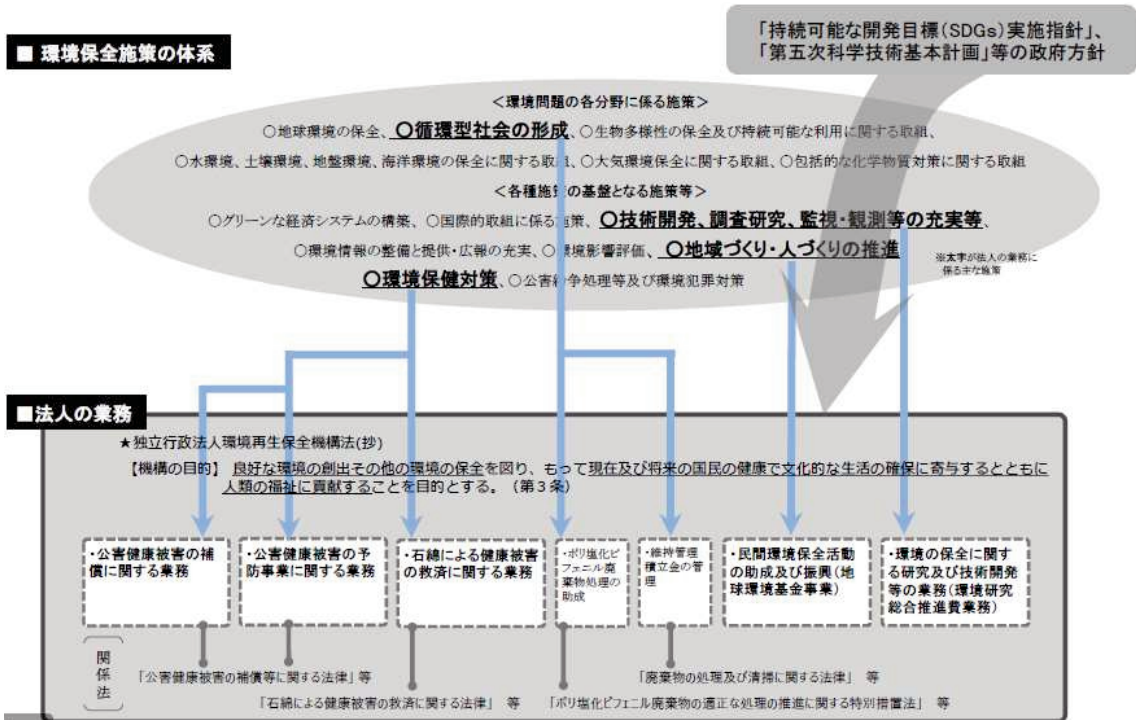
ERCAの第4期中期目標では、政策を取り巻く環境の変化として、我が国が環境、経済、社会に関わる複合的な課題に直面していること、世界的にもSDGsの採択など脱炭素社会に向けた時代の転換点にあること等を踏まえ、「地域循環共生圏」の創出など、持続可能な循環共生型の社会（環境・生命文明社会）の実現を目指すことが必要であるとされています。

このような社会の大きな転換期において、ERCAは以下のような経験、ノウハウ等の蓄積を「強み」として最大限に活かし、環境行政の状況やニーズの変化に対応しながら、歴史的背景や経緯のある補償・救済などの担い手としての役割を果たしていくことが求められています。

- 前身の機関を含めて昭和40年代から、環境政策の実施機関として多岐に渡る事務事業に取り組んできたことにより、豊富な経験やノウハウ、評価分析データ等を蓄積していること。
- 業務を適正かつ着実に遂行することにより、様々なステークホルダーからの信頼を獲得し、維持してきたこと。

他方で、これからの環境政策は、様々なイノベーションを引き起こし、それによって環境保全と経済・社会的課題との同時解決を図りつつ、新たなマーケットを創出していくこと一つまり環境政策がこれからの成長の「牽引役」となっていくことが重要とされています。ERCAには、競争的資金の配分等を通じ、環境の保全に関する研究・技術開発等の分野において、これからの成長の牽引役となるような環境政策を実現する機関を目指していくことも併せて求められています。

詳細は、ERCA第4期中期目標（<https://www.erca.go.jp/erca/koukai/rules.html>）をご覧ください。



■第4期中期計画・令和2年度計画

主務大臣による第4期中期目標を受けて、ERCAとして策定した第4期中期計画と令和2年度計画との関係性は、次のとおりです。

詳細は、ERCA第4期中期計画等 (<https://www.erca.go.jp/erca/koukai/rules.html>) をご覧ください。

第4期中期計画と主な指標等	令和2年度計画と主な指標等
I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	
公害健康被害補償業務 1. 汚染負荷量賦課金の徴収率(申告率):毎年度 99%以上 2. 汚染負荷量賦課金に係る申告額に対する収納率:毎年度 99%以上 3. 補償給付費等の納付業務を適正かつ効率的に実施	<ul style="list-style-type: none"> ・納付義務者からの相談等への的確な対応 ・申告・納付指導や申告督促の強化 ・未納の納付義務者に対する納付督促等 ・オンライン申告促進等による利便性等の向上 ・地方公共団体に対する指導調査、公害保健福祉事業の創意工夫事例等の情報提供
公害健康被害予防事業 1. 調査研究に係る外部有識者委員会の評価において、(5段階中)3.5以上 2. 事業環境等の変化に的確に対応した助成事業の実施 3. 事業に必要な財源の確保と事業の重点化	<ul style="list-style-type: none"> ・調査研究の採択・実施における外部有識者評価の研究者へのフィードバック等 ・地方公共団体との意見交換、予防事業人材バンク活用等による、事業内容の充実・効果向上 ・運用方針に基づく安全で有利な運用等
地球環境基金事業 1. 助成終了後1年以上経過した案件の活動継続率:第4期中に90%以上 2. 助成の効果等に係る外部有識者委員会の事後評価:(10点満点中)平均7.5点以上 3. 長期間にわたり自主的に環境活動に参画する人材創出のためのユース世代を対象とした取組の強化 4. 基金の充実のための、助成対象活動の国民・事業者に対する理解促進	<ul style="list-style-type: none"> ・助成終了後の継続性や発展性につながるよう助成要件の見直し、情報提供等の支援充実 ・ヒアリング・現地確認等による助成活動の進捗確認、評価内容の次年度以降への活用 ・全国の高校生や大学生などユース世代を対象とした交流会、発表大会(地方・全国)、研修等の実施 ・ホームページ、SNS等を活用した積極的な広報・周知、個人・企業からの寄付獲得の取組
PCB廃棄物処理助成業務 1. 透明性・公平性を確保した堅実な制度運営	<ul style="list-style-type: none"> ・助成金交付等の適正実施
維持管理積立金管理業務 1. 透明性・公平性の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・積立金管理の適正実施
石綿健康被害救済業務 1. 認定申請・請求から認定等決定までの処理日数:第3期実績(平均122日)を維持 2. 石綿健康被害者への救済制度の効果的な周知、施行前死亡者の遺族への請求期限等の制度周知 3. 納付義務者からの徴収率100%	<ul style="list-style-type: none"> ・判定申出前の積極的な医学的資料の収集 ・全国の保健所窓口担当者向け説明会等 ・第3期の成果を踏まえ、効果が高い広報媒体による全国規模の広報展開 ・医療機関、学会等と連携した制度周知 ・法令に基づく適正な通知等の実施
環境研究総合推進費業務 1. 外部有識者委員会による事後評価においてより客観的・定量的な評価指標の検討、5段階中上位2段階の評定を獲得する課題数の割合70%以上 2. 応募件数は第3期5年間の水準以上を確保 3. 革新型研究開発(若手枠)の応募32件以上/年	<ul style="list-style-type: none"> ・研究成果の社会実装の状況等を含め、客観性、定量性を高めた評価指標における中間評価の試行 ・プログラムオフィサーやERCA職員による助言、情報提供等の充実 ・公募説明会の実施、効果的な広報 ・若手研究者の採択枠の増、講習会等による若手研究者支援
II. 業務運営の効率化に関する事項	
○経費の効率化 ○給与水準等の適正化 ○調達合理化	<ul style="list-style-type: none"> ・所要の削減を見込んだ予算作成・効率的執行 ・給与水準の検証・適正化と公表 ・調達等合理化計画に基づく取組
III. 財務内容の改善に関する事項	
○財務運営の適正化 ○承継業務に係る適切な債権管理等	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な予算編成と資金運用 ・回収困難案件増を踏まえた適切な管理・回収
IV. その他業務運営に関する重要事項	
○内部統制の強化 ○情報セキュリティ対策の強化、適正文書管理等 ○業務運営に係る体制の強化・改善、組織の活性化	<ul style="list-style-type: none"> ・内部統制基本方針等に基づく取組 ・情報システム対策、研修・訓練の実施 ・関係法令の改正等を踏まえた的確な対応 ・働き方改革対応、研修等による人材育成 ・環境配慮の取組、災害対応等の取組

令和2年度業務実績等のポイント

1 組織全体としては、新型コロナウイルス感染症の影響を最小限にするべく努力した。

事業	令和2年度の主な実績等
公害健康被害補償業務	汚染負荷量賦課金の納付義務者からの申告率99.6%、 収納率(対申告額)99.986%という高水準を維持
公害健康被害予防事業	医療従事者・自治体職員の育成等により助成事業の内容充実、 高齢ぜん息患者の増加を踏まえ全国規模の治療実態調査に着手
石綿健康被害救済業務	無料電話相談4,752件及び申請件数1,190件を受け付け、 申請から認定までの処理期間212日(第3期平均比+90日)
PCB廃棄物処理助成業務	中小企業者等が保管するPCB廃棄物の処理費用に係る助成金 交付(約28億円)等を適正に実施
維持管理積立金管理業務	最終処分場設置者による維持管理積立金の積立て、取戻し、 利息の払渡しに適正に対応
地球環境基金事業	助成・評価スキームを通じた寄り添い型支援、 3か年継続した助成団体の活動継続率79.3%、 全国ユース環境活動発表大会等のオンライン開催
環境研究総合推進費業務	客観性・定量性を高めた新評価方法を中間評価で試行、 令和3年度新規課題公募303件の申請(第3期平均比+42 件)
債権管理・回収業務	債権残高を34億円圧縮(令和元年度81億円→47億円)、 一般債権以外の債権を15億円圧縮

2 人づくり(次世代の人材育成)は、令和元年度から引き続き、各事業部を中心に実施。他の機関との協働、組織内の連携等に課題。

事業対象者等の支援・育成	事業を担う職員の育成
<ul style="list-style-type: none"> 医療従事者向け研修受講者の「予防事業人材バンク」登録者の動画出演 環境NGO等の若手プロジェクトリーダー育成支援 全国ユース環境活動発表大会(高校生の全国大会・地方大会) 石綿関連疾患の医学的知見、認定基準等の普及(学会セミナー等) 環境研究総合推進費の「若手枠(革新型研究開発)」設置、若手研究者向け講習等 	<ul style="list-style-type: none"> E-ラーニングの実施 環境省、研究開発法人等との人材交流(職員の出向等) 職員研修(組織内共通研修・各事業専門研修)や人事評価制度的確な運営

3 新型コロナウイルス感染症の流行を受け新たに取り組んだ事項

新型コロナウイルス感染症対策のため国の基本的対処方針に示される3密(密閉・密集・密接)回避等の新しい生活様式にも配慮した事業を展開。

(1) テレワークによる業務の遂行

- 緊急事態宣言中は、やむを得ず出勤しなければ業務を遂行できない職員以外は、原則全員在宅勤務による業務体制に移行した。

平均出勤率	令和2年4月・5月	令和3年1月～3月
	31.3%	46.6%

- 令和2年2月にテレワーク施行運用を開始後、関連規程を整備し、令和2年9月に本格導入した。

(2) リモートによる研修・講座・会議等の開催

これまで参集型で実施していた研修・講座・会議等をオンライン形式による開催に変更した。(令和2年度はYouTube環境再生保全機構公式動画チャンネルに計169本の動画を公開)



汚染負荷量賦課金申告・納付の説明動画(公害健康被害補償業務)



全国ユース環境活動発表大会(地球環境基金事業)



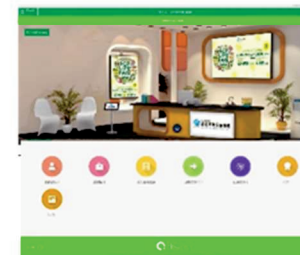
保健所等担当者説明会(石綿健康被害救済部)



呼吸筋ストレッチ体操動画(公害健康被害予防事業)



オンラインシンポジウム(環境研究総合推進費業務)



オンライン形式のイベント出展(エコライフ・フェアOnline2020)

また、事業対象者等向けの研修・講座・会議以外に、採用面接においてもオンライン形式を導入した。

【オンライン形式による利点】

- 場所や移動に縛られず参加できることにより利便性が向上される
- 繰り返し見ることができ、理解度促進に寄与できる。

【課題】

- 石綿の無料電話対応や一部の機密情報の取扱いは、現時点ではテレワークでは実施困難。
- 理学療法など実技研修はオンライン形式で実施することが難しいことから、改善策を検討する。

(3) 次年度への活動資金・研究資金の繰り越し措置

コロナウイルス感染拡大の影響により当初計画の変更を余儀なくされた案件にかかる費用は、令和3年度に繰り越しを認める措置を講じた。(地球環境基金事業、環境研究総合推進費業務)

今後は助成活動や研究進捗等の影響に対する対応が課題。

環境保健対策

公害健康被害補償業務

ERCA は、公害健康被害補償制度に基づき、公害健康被害者（被認定者）の補償給付等に必要な費用の一部を、硫黄酸化物を排出する工場等（ばい煙発生施設設置者等）から「汚染負荷量賦課金」等として徴収し、それを公害に係る健康被害発生地域の都道府県等に納付する業務を行っています。被認定者への支給は、都道府県等から行っています。

■ 制度概要

日本経済は、昭和 30 年代から 40 年代前半に急速な成長を遂げましたが、一方では工場等が排出するばい煙、汚水等により環境汚染が進み、公害による健康被害の発生は重大な社会問題となりました。このような状況下、昭和 46 年から 48 年にかけて、いわゆる「四大公害裁判（水俣病、新潟水俣病、イタイイタイ病、四日市ぜん息）」の判決が出され企業側には厳しく責任が追及されました。裁判は因果関係の証明が難しく長期化による患者救済の遅れ、企業に多額の賠償負担が生ずる課題がありました。こうした問題を解決するため昭和 49 年に施行された公害健康被害補償制度は、民事責任を踏まえた損害補償制度として、汚染原因者の負担により公害健康被害者（被認定者）の方々に各種給付を行っています。

制度開始からもうすぐ 50 年が経とうとしていますが、令和 3 年 3 月末現在において、29,942 人の被認定者に対して補償給付費の支給等が行われています。令和 2 年度は、認定患者数の減少に伴う地方公共団体への納付額が、前年度比で約 32 億円減少しています。

■ 令和 2 年度実績

コロナ禍でも患者への補償財源を確保

公害健康被害補償制度における補償給付等は、必要な費用をその年の汚染負荷量賦課金等で賄っていることから、被認定者への補償給付等を円滑に行うためには、汚染負荷量賦課金等の財源を適切に確保することが重要です。

令和 2 年度の汚染負荷量賦課金の徴収は、コロナ禍にあっても 99.6%と高い実績を確保することができました。

新型コロナウイルス感染拡大の影響による初めての緊急事態宣言を受け、毎年 4 月に全国の商工会議所において対面で実施していた申告・納付説明相談会を中止せざるを得なくなり、また納付義務者等がテレワーク（在宅勤務）を余儀なくされる状況となりました。

汚染負荷量賦課金の申告及び納付が憂慮される中、ERCA では、申告・納付に関して ERCA ホームページを通じて過去の誤りや照会が多かった点をまとめた注意喚起の追加資料を掲載するとともに、電子メールや電話での丁寧な問合せ対応、申告書の誤りの修

正、未申告者に対する電話での督促など、汚染負荷量賦課金の高い徴収率を維持するための取組を実施しました。

また、納付義務者の利便性や申告・納付の効率性の向上を図るため、オンライン申告システム及び徴収審査システムを速やかに改修するなど電子申告・電子納付の充実等を行い、令和2年度は73.1%と高い電子申告率を確保することができました。

令和3年度には、オンラインによる申告・納付説明相談会を開催するとともに、ERCAホームページに申告・納付に関する特設サイトを開設し、申告書類の作成動画やQ&Aを掲載するなど、納付義務者の利便性や効率性の充実を図っています。

リモートによる体操教室を開催

公害健康被害者の健康回復のために地方公共団体で行われる公害保健福祉事業もコロナ禍で大きな影響を受けています。現在約3万人となった公害健康被害者の約4割が60歳以上の高齢者であり、新型コロナウイルス感染症へのリスクが高いことから、多くの事業が中止や延期となりました。

このような中、ERCAでは、公害健康被害者の健康管理のため、ERCAで制作した「呼吸筋ストレッチ体操」のDVDを地方公共団体に配布するとともに、リハビリテーション事業のオンライン開催を検討するため、東京都中央区と協力してリモートでの呼吸筋ストレッチ教室を開催しました。



公害保健福祉事業（リハビリテーション事業）



「呼吸筋ストレッチ体操」動画

■ 今後に向けて

新型コロナウイルス感染状況を踏まえ、社会情勢の変化に柔軟に対応しつつ、汚染負荷量賦課金の適正・公平な徴収に一層努めて参ります。

また、新型コロナウイルス感染症対策を講じるとともに、納付義務者の利便性・効率性を高める取組や地方公共団体の事務処理の適正化・効率化を図るための取組、患者の減少・高齢化などの実態に対応した事業（公害保健福祉事業）の改善に向けた取組を行います。

担当職員の声



汚染負荷量賦課金の申告納付手続きでは、例年申告・納付説明・相談会やオンライン申告セミナーを行うところ、昨年度は新型コロナウイルス感染症の影響により中止を余儀なくされました。これに伴い、事業者からの電話相談等が増加し、職員は電話やメールで質問対応を行うこととなりました。これにより非対面でのコミュニケーションによる課題がありました。この経験を踏まえ、よくある質問などの情報をまとめた特設サイトをホームページ上に作成し、手続きの利便性の向上を図りました。
(補償業務部 佐古)

<https://www.erca.go.jp/fukakin/tokusetsu2021/>



環境保健対策

公害健康被害予防事業

公害健康被害予防事業（以下「予防事業」という。）は、大気汚染の影響による健康被害の予防に寄与するため、従来から国、地方公共団体が行っているぜん息等に対する対策や大気汚染の改善に関する施策を補完し、地域住民の健康の確保を目的として、昭和 63 年度から事業を開始しています。事業の実施に当たっては、産業界等の拠出及び国からの出資により造成された「公害健康被害予防基金」の運用益により事業を実施しています。

■事業概要

予防事業は、事業実施の原資となる予防基金の運用益が市中金利の影響を受けて減少しており、より効果的・効率的な事業実施が求められています。第 4 期中期目標期間では地方公共団体に対する助成事業は従来の規模を維持し、直轄事業は知識の普及と研修を縮小、調査研究では、高齢者を含む成人ぜん息患者の治療実態調査を進めています。

令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、助成事業では、ぜん息等患者の健康回復を目的とした機能訓練事業を中心に事業が大幅に減少した他、直轄事業でも予防事業人材バンクを活用した医療従事者の派遣事業の多くが中止となりました。

このため、新しい生活様式に則った新たな事業実施方法を検討し、ICT（情報通信技術）を活用したオンラインによる研修会及び講習会の開催、リモートによる呼吸筋ストレッチ教室の開催などに積極的に取り組み、併せて地方公共団体の要望を踏まえ、オンラインで利用できるビデオ教材を製作しました。

■令和 2 年度実績

新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルス感染症が拡大するなか、いち早く、ぜん息や COPD など呼吸器疾患を抱える方が日常生活を送る上での注意点や最新の医療情報をインターネットを通じて提供した他、ICT を活用し研修会及び講習会、呼吸筋ストレッチ教室など、これまで対面で行われてきた事業をオンラインで開催しました。

また、ERCA から地方公共団体に直接助成を行う助成事業では、地方公共団体における課題や問題の把握に努め、要望の多かった成人、乳幼児向けの動画コンテンツを製作・配信した他、感染症対策を講じて事業を実施している事例を集め、事例集として取りまとめ地方公共団体間で共有するなど、コロナ禍においても予防事業が継続して実施できるように努めました。

さらに、ぜん息・COPDのための生活情報誌「すこやかライフ」の発行では、特集記事に新型コロナウイルス感染症とぜん息・COPDの関係を取りあげ、さらにインフルエンザとの同時流行が懸念されたことから、ぜん息患者向けにインフルエンザワクチン接種についてのリーフレットを発行しました。

メディアミックスとインターネットを活用した情報発信

これまで理学療法士による肺年齢測定会を通じたCOPD普及啓発を、訴求対象である中高年をターゲットに複数の広報媒体（テレビCM、ラジオ、新聞、病院チャンネル、Web広告、コンビニ広告）を活用し、インターネットを使ったセルフチェックを行ってもらい、症状の疑いのある方に医療機関リストを提供しました。（専用ホームページへのアクセス数は約10万人。）



<https://www.erca.go.jp/yobou/copd/index.html>



<https://www.erca.go.jp/yobou/zensoku/sukoyaka/index.php>



担当職員の声



新型コロナウイルス感染症が広がり始めた頃、ぜん息・COPD等の呼吸器疾患を抱えた方は、日常生活に大きな不安を抱えていました。そこで、定期情報誌(すこやかライフ)WEB版へ新たにコラム(*)を作成し、年間を通じて変化していく情報に対し、随時情報を発信していくことで、不安解消に努めました。

(予防事業部 担当職員)

(*)定期情報誌(すこやかライフ)

WEB

<https://www.erca.go.jp/yobou/zensoku/sukoyaka/55/medical/>



環境保健対策

石綿健康被害救済業務

石綿健康被害救済制度は、石綿により指定疾病にかかった方や指定疾病が原因で亡くなられた方のご遺族に対し、医療費等の救済給付の支給を行っています。令和2年度は、1,190件の申請（請求）を受け付け、894件の認定等処理を行いました。

令和2年度石綿健康被害救済制度における制度利用アンケートでは、83.2%の方に、「医療手帳の交付を受けて、以前よりも医療を受けやすくなった」と回答をいただいています。

■制度背景

石綿（アスベスト）は、天然の鉱物繊維で、安価で、熱、摩擦、酸やアルカリにも強く、丈夫で変化しにくいという性質をもっていることから「奇跡の鉱物」と呼ばれ、かつては吹きつけ材や保温・断熱材等の建築製品、自動車のブレーキライニング（摩擦材）等様々な工業製品に使われていました。しかし、平成17年6月に発生したクボタショック（※）をきっかけに、工場の近隣住民や労働者のご家族等労災補償等の対象にはならない被害者が多く存在していることが分かりました。そこで、石綿による健康被害者の迅速な救済を図るため、「石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年法律第4号）」が平成18年3月に施行され、労災補償等の対象とならない被害者の救済を行うこととなりました。

（※）クボタショック

兵庫県尼崎市の旧神崎工場周辺住民が中皮腫に罹患していることをはじめとした、石綿ばく露による中皮腫、肺がん患者が労災認定を受けていることを相次いで公表し、石綿による中皮腫、肺がんの発生が社会的問題となりました。

令和2年度実績

制度に関する申請手続き等の相談・質問に通年対応

一般の方からの健康不安や石綿健康被害救済制度に関する申請手続き等の相談・質問は、窓口相談や無料電話相談を通じて、令和2年度も通年対応しました。

窓口相談件数 32件（前年度54件）

無料電話相談件数 4,717件（前年度5,629件）

令和2年3月～5月は環境省での審議会が約3カ月開催できなかったことから、審議会の開催延期期間中においても医療機関に対して、病理標本等の資料提出を積極的に求めることや、判定小委員会の審査において必須となる免疫染色検査結果の提出を求めることなどにより、影響を最小限に食い止める努力を行いました。

特別遺族弔慰金等の請求期限のご案内

石綿救済法施行日（平成 18 年 3 月 27 日）より前に中皮腫または石綿による肺がんにより死亡した方のご遺族に対する「特別遺族弔慰金・特別葬祭料」の請求期限は、令和 4 年 3 月 27 日となっています。

一人でも多くの方にこのことを知ってもらうべく、令和 2 年度は、ホームページ、新聞、各種雑誌やオンラインイベント等を通じて周知を行いました。

「石綿健康被害救済制度」の大切なお知らせ

中皮腫 または
アスベスト
石綿による肺がんで

平成18年3月26日までに亡くなりになった方のご遺族に対する「特別遺族弔慰金等」の請求期限は

令和4年3月27日までです。

独立行政法人 環境再生保全機構 石綿救済相談ダイヤル 0120-389-931

石綿による健康被害は、30～40年の潜伏期間を経て発症するという特徴を持っており、今後も石綿健康被害者は増加していくことが予想されます。そのため、一人でも多くの被害者・そのご家族を救済するために、医療従事者等への石綿健康被害救済制度や医学的所見の考え方の周知、診断精度を向上させるための研修等を通して、迅速な申請・請求に繋げていくよう努めています。

担当職員の声



石綿健康被害救済制度に係る医学的判定に必要な審議資料の収集を行っています。そのため、日頃より医療機関と密に連携を図っているところですが、2020年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、病院関係者が非常に多忙で、資料の提出が滞ることがありました。それでも、少しでも早く患者さんの救済に繋げるために、出来るだけ速やかに医学的資料を提出いただくよう、病院関係者に粘り強く依頼を行いました。
(石綿健康被害救済部 遠藤)



石綿救済相談ダイヤルの対応業務を担当しています。日々、石綿に関する健康不安を抱えた方やそのご家族の方から多くのお電話を頂いており、一件一件の案件に対して真摯に耳を傾けています。お電話を頂く方にとって少しでもお役に立てる情報をお届けできるよう心掛けています。これからも一人でも多くの方の救済の手助けができるよう努めてまいります。
(石綿健康被害救済部 松山)

廃棄物対策

PCB 廃棄物処理助成業務

ERCA は、PCB 廃棄物の速やかな処理を推進するために「PCB 廃棄物処理基金」による業務を実施しています。この基金は、国や都道府県からの補助金と産業界等からの出えん金により造成され、環境大臣が指定した処理事業者に対し、中小企業者等が保管する PCB 廃棄物の処理費用の軽減、PCB 廃棄物処理の研究・研修等及び代執行に要する費用の軽減を目的として助成を行います。

■制度概要

PCB（Poly Chlorinated Biphenyl の略称、ポリ塩化ビフェニル化合物の総称）は、昭和 47 年に製造が中止されましたが、PCB 廃棄物（PCB が含まれる使用済みの電気機器等）の処理施設の整備は難しく、長期にわたり処理されずに事業者によって保管され続けていました。平成 13 年に制定された「PCB 廃棄物適正処理推進特別措置法」に基づき、PCB 廃棄物を保管する事業者は、令和 9 年 3 月末までに廃棄物の処理を行うよう定められています。

令和 2 年度実績

透明性・公平性を確保した堅実な制度運営

中小企業者等が保管する PCB 廃棄物の処理費用軽減のため、環境大臣が指定する者からの申請に対し、全 4,365 件を適正に処理して 2,871,865 千円の助成金の交付を行いました。

令和 2 年 9 月に、独立行政法人環境再生保全機構に関する省令の一部改正により代執行支援業務の対象範囲が拡大され、併せて、軽減事業の適用拡大がなされました。ERCA では、業務方法書及びポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金助成金交付要綱等の改正を行いました。

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理期限を見据えつつ、流動性と安全性を重視した運用を行うなど適正な管理を行いました。

（参考）基金の管理状況

（単位：百万円）

令和元年度末残高	令和 2 年度増減額	令和 2 年度末残高
35,567	△2,855	32,713

廃棄物対策

最終処分場維持管理積立金管理業務

「廃棄物処理法」により、特定一般廃棄物最終処分場等の設置者（以下「設置者」という。）は、埋立処分の終了後における維持管理を適正に行うため、埋立処分の終了までの間、毎年度、維持管理積立金として積み立てることが義務づけられています。ERCAは「維持管理積立金」を預かり管理しています。

令和2年度実績

維持管理積立金の管理

設置者に対し積立てや取戻し等に適切に対応し、運用状況等の情報提供を行いました。

上記実施にあたっては許可権者と連携を取りつつ、各設置者の積立て・取り戻し状況等の情報提供を行いました。

最終処分量の減少により最終処分場の稼働期間が長期化する傾向にあります。引き続き、許可権者との情報共有を図り適切な管理に繋げてまいります。

（参考）維持管理積立金の管理状況

（単位：百万円）

令和元年度末残高	積立額	取戻額	令和2年度末残高
110,982	7,410	561	117,831

環境パートナーシップ

地球環境基金事業

持続可能な社会を構築するためには、多様な主体が環境保全活動に取り組むことが重要です。「第五次環境基本計画」では、特に草の根の活動や国際協力において、民間団体（NGO・NPO）のきめ細やかな活動が期待されています。地球環境基金事業では、国内外で環境保全活動に取り組む民間団体（NGO・NPO）に対する支援を通じて、パートナーシップの構築を進めています。具体的には、環境 NGO に対する活動助成を行う「助成事業」、若手プロジェクトリーダー育成支援等の研修や全国ユース環境活動発表大会を行う「振興事業」を実施しています。

令和2年度実績

寄り添い支援型の体制の充実（助成事業）

環境保全活動を行う民間団体（NGO・NPO）に対し、「地球環境基金」による助成を通じて、民間団体の活動の質の向上を図り、その活動が助成期間終了後も継続的・発展的に行われるよう支援しています。令和2年度は180団体に対し4.7億円の助成金を交付しました。

令和2年度の新型コロナウイルス感染症の影響は、民間団体（環境 NGO・NPO）が予定していた環境保全活動にも影響を与え、当初計画していた活動を十分に行うことができないとの要望をいただきました。そこで、令和2年度助成先団体に対し、令和3年度に助成金の一部を繰り越しできるように、年度末までの助成金を1年延長しました。（令和3年度への繰り越しを希望した16団体、35,458千円）

オンライン意見交換会、セミナーの実施

助成先団体の活動状況や必要とする支援についてアンケート調査を行いました。その結果に基づき、次のとおり各種研修や情報提供を行い、団体が行う活動の質の確保に努めました。

- ・ホームページによる情報公開（公的支援に関する情報提供）
- ・オンラインでの意見交換
- ・オンライン活用セミナーの開催

→詳しくは「新型コロナウイルス感染症対策関連」ホームページをご覧ください。

https://www.erca.go.jp/jfge/training/covid19_taisaku_2.html



過年度に地球環境基金助成を受けた助成先（対象58団体）に対しフォローアップ調査を実施しました。助成終了後1年以上経過した時点で活動を何らかの形で継続している団体は48団体（79.3%）でした。なお、新型コロナウイルス感染症の影響で活動できていない団体、活動の目的を達成したため活動を継続していない団体を除くなどすると、本来継続されるべき活動の87.3%が継続しています。

また、助成活動後の自立や継続性の観点で「地球環境基金レポート」を作成・公開し、環境保全活動に取り組む民間団体にとって有益となる情報発信を行っています。

全国ユース環境活動発表大会の実施（振興事業）

高校生が日頃実践している環境活動を発表する「全国ユース環境活動発表大会」は、新型コロナウイルス感染症の影響が懸念されましたが、協賛企業のご理解とご支援の下、地方大会（8回）・全国大会（1回）とも大会ウェブサイトには高校生の活動発表動画を掲載するオンライン形式で行うことができました。大会を通じて、今後一人一人が環境活動への積極的な参加へと繋がるきっかけとなればと願っています。

→ 全国ユース環境活動発表大会のようすは、
ホームページからご覧ください。

<https://youth-eapc.net/>



地球環境基金が創設されて 30 年が経とうとしています。新たな社会的課題にも向き合いながら、これまでの助成等の実績や他の民間助成機関等の連携を活かして、国内外の民間団体（NGO・NPO 等）を支援し、環境活動に携わる人と人を繋ぐ役割も果たしてまいります。

担当職員の声



高校生の環境活動の発表と交流を目的とした「全国ユース環境活動発表大会」。コロナ禍の 2020 年度は Web 上での発表動画の公開と、オンライン交流会を実施しました。休校等で活動が難しい中でも、全国の熱意ある高校生から応募があり、また本事業に賛同する多くの企業からご支援をいただき、充実した大会を行うことができました。

（地球環境基金部 廣瀬）

担当職員の声



2020 年度はコロナ禍により、地球環境基金の助成先団体においても、フィールドでの活動やイベントを延期・中止せざるを得ないという声が多くありました。これを受けて、当基金では助成期間の延長や助成先団体のオンライン意見交換を企画することで、団体の活動が継続し、その目的・目標を達成できるよう支援に努めました。

（地球環境基金部 小林）

環境研究総合推進費業務

環境研究総合推進費は、気候変動問題への対応、循環型社会の実現、自然環境との共生、環境リスク管理等による安全の確保等、持続可能な社会構築のための環境政策の推進にとって不可欠な科学的知見の集積及び技術開発の促進を目的として、環境分野のほぼ全領域にわたる研究開発を推進している競争型研究資金です。

ERCAは、蓄積した経験や評価分析データ等を最大限に活かしながら、環境政策への貢献、知的財産の活用推進等の研究成果の社会実装を推進する視点をもって、環境研究総合推進費の公募、審査・評価、配分業務及び研究管理を行っており、令和2年度は約50億円を大学、研究機関等に配分しています。

■令和2年度のトピック

ERCAは、主に次の取組を通じて、採択された研究課題に対し研究者への研究管理（マネジメント）（または支援）を行い、研究成果の最大化を目指しています。

- (1) プロジェクトオフィサー（PO）による助言
- (2) 研究費の次年度への繰り越しを認める措置
- (3) 若手研究者の育成

(1) プロジェクトオフィサー（PO）による助言

若手研究者の育成を支援するため、半期毎に若手研究者から提出されるレポートを通じて、プロジェクトオフィサー（PO）が研究遂行上の助言を行っています。

(2) 研究費の次年度への繰り越しを認める措置

新型コロナウイルス感染拡大の影響下においても、当初想定した研究成果を上げることができるよう、次の通り柔軟な対応を講じました。

- ・研究期間の延長、研究費の繰越し、研究計画の柔軟な変更を認める
- ・会計報告等の各種報告書の提出期限の延期を認める
- ・アドバイザーリーボード会合等をWeb会議で開催する

(3) 若手研究者の育成

さらに、若手研究者の育成を支援するため、半期毎に若手研究者から提出されるレポートを通じてPOが研究遂行上の助言を行いました。また、令和3年度から、若手研究者が推進費を使用して自発的な研究活動を行えるよう措置を講じています。

■成果

令和元年度に研究を終了した課題の事後評価を行った結果、上位2段階（*）の比率が91%となり、目標を大きく上回る高い評価となりました。

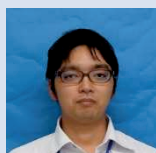
（*上位2段階は、計画の目標通りまたはそれ以上の進展・成果が期待できる評価です）

また、令和3年度新規研究課題公募においては、技術開発の社会実装を目指した「技術実証型課題」、「若手枠課題」等について一定の採択枠を設けて公募したところ、303件の申請があり、目標5年間の実績平均値261件を大きく上回る応募をいただきました。第1次・第2次審査を経て、45課題を採択し、そのうち、一定の採択枠を設けた「技術実証型課題」については8課題、「若手枠課題」については14課題を採択しました。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大の影響下においても、研究成果が得られるよう研究期間の延長などの柔軟な対応を講じたほか、新規課題公募や各種イベント等については、Web会議を活用して実施しました。また、研究費の執行管理のための検査は、書面検査も組み入れて行いました。

引き続き研究者支援等を柔軟かつ適切に行い、研究成果の最大化を図ってまいります。

担当職員の声



2020年度は研究者にとって、当初計画していた研究実施計画の変更を余儀なくされました。環境研究総合推進部においても、研究成果の最大化を目指すためのサポートとして、プログラムオフィサーや研究者と綿密に調整を行い、試行錯誤でオンライン形式による公募や評価等を行いました。また、シンポジウムやイベント出展においても、動画やWeb会議システムを通じて行い、できるだけ多くの方に研究課題や成果を伝える取組を行いました。
(環境研究総合推進部 渡嘉敷)

承継業務（債権管理回収業務）

ERCA では旧環境事業団の時代（昭和 40 年）から実施していた公園緑地の整備、住工混在地域から工場を移転し設置した工業団地の造成、産業廃棄物処理などの公害防止施設導入に対する中小企業への貸付などによって発生した債権の管理回収を実施しています。

平成 18 年に終了した「建設譲渡事業（緑地事業）」は、
ERCA ホームページをご参照ください。

<https://www.erca.go.jp/erca/guide/guide/ryoku.html>

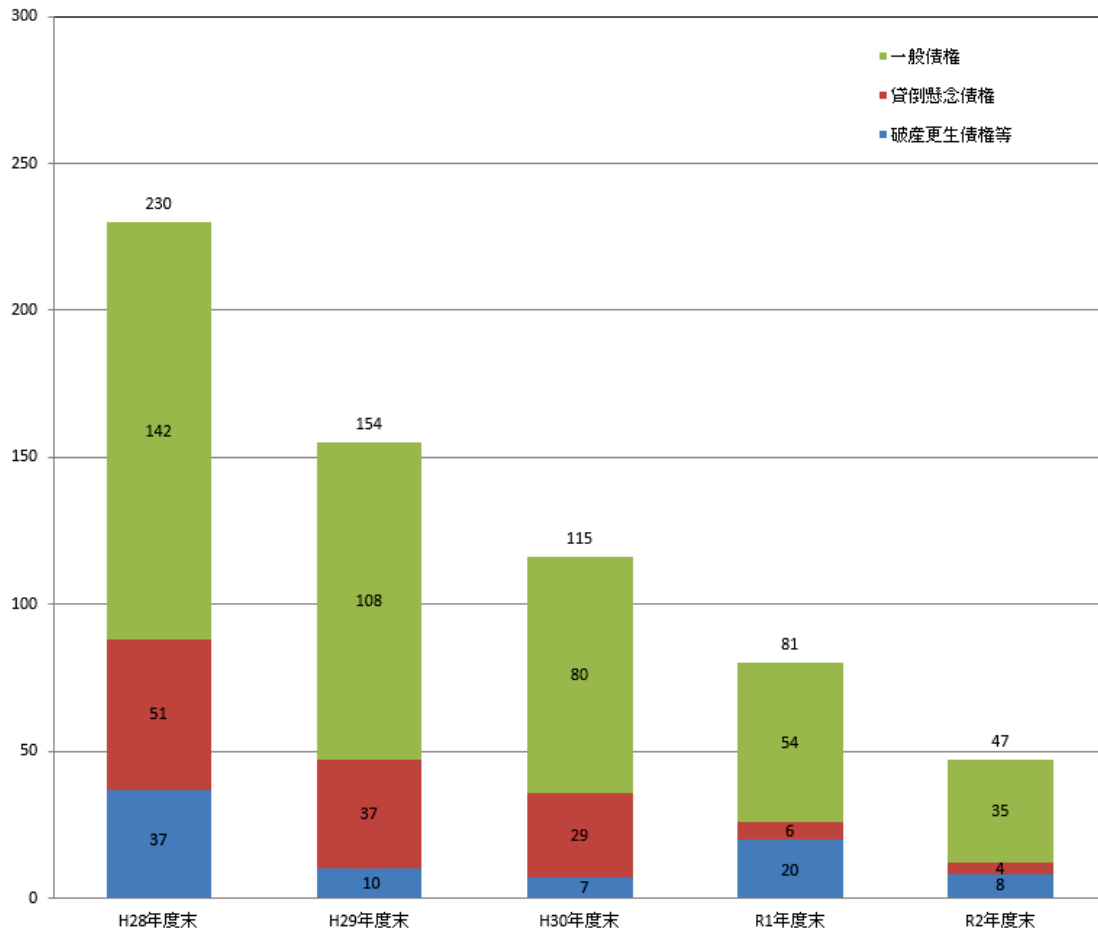


債権残高は令和元年度 81 億円から令和 2 年度は 47 億円となりました。（令和元年度比 ▲42%）

債権残高の推移（直近 5 ヶ年）

（単位：億円）

単位未満四捨五入



承継業務に係る適切な債権管理等の詳細な実績報告は、業務実績等報告書をご参照ください。

<https://www.erca.go.jp/erca/koukai/rules.html>



5. 持続的に適正なサービスを提供するための源泉

ガバナンス（内部統制）

ERCA は、平成 26 年の独立行政法人通則法改正を受けて、役職員の職務の執行が業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）について業務方法書に明記し、「内部統制基本方針」を改正して内部統制の目的は ERCA のミッションを効率的かつ効果的に達成していくことにあることを明確化するなど、ガバナンスを強化しています。

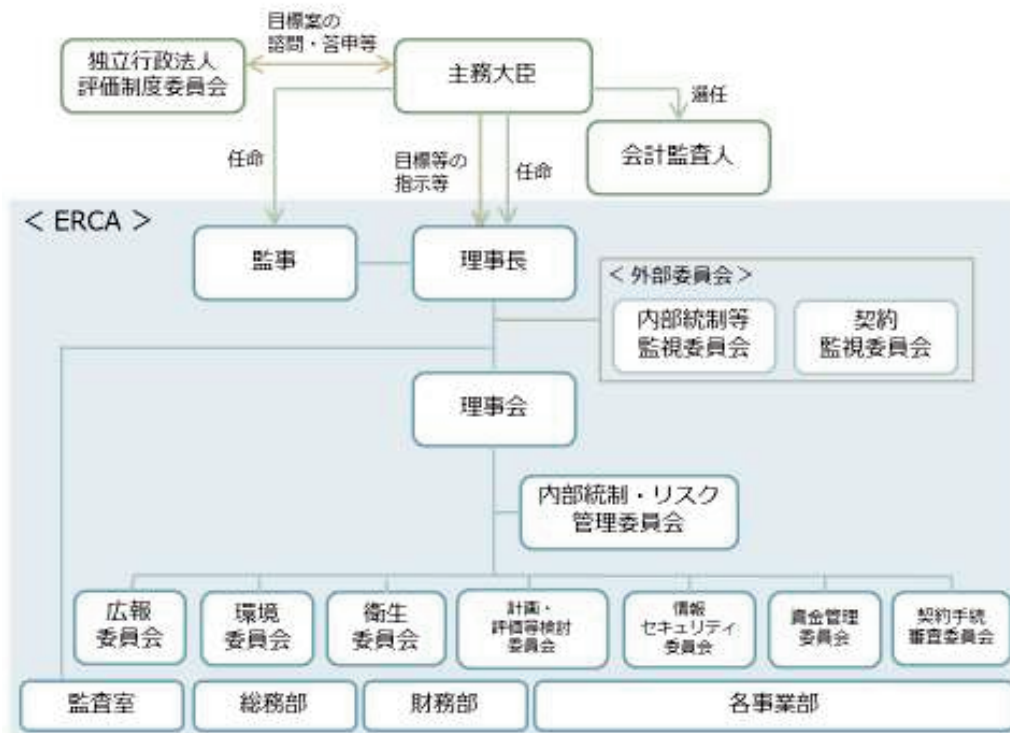
ERCA の業務方法書については、ホームページをご参照ください。

<https://www.erca.go.jp/erca/koukai/rules.html>



ガバナンスの状況

ERCA のミッションを効率的かつ効果的に果たしていくためのガバナンス体制は次図のとおりです。



内部統制の取組については、ERCA 内に設置している各種委員会で点検・進捗管理等を行っています。また、内部統制機能の有効性チェックのために監事や会計監査人の監査のほか、内部統制等監視委員会など外部有識者を含む委員会を設け、定期的に第三者による検証を受けています。

令和2年度の主な取組

ERCAは平成23年（2011年）3月7日に「内部統制基本方針」を制定するなど、10年以上にわたって内部統制に係る取組を進めてきました。この間に内部統制に関する多くの内規を整備してきたところ、一部に役割の重複等が生じたため、現況に合わせて効率的に業務を進められるように、見直しを行いました。

【主な見直し内容】

- ・「内部統制基本方針」は、基本方針を端的に示すものとして改正
- ・「リスク管理方針」は、具体的計画を示すものとして「リスク管理計画」に名称変更及び改正
- ・内部統制の推進に係る規程を見直し、「内部統制推進委員会」と「リスク管理委員会」を「内部統制・リスク管理委員会」に統合

環境配慮の取組

ERCA は、その根拠法及び事業内容から、事業全般が環境の保全を目的とするものです。それだけに、業務の実施に際しては、環境に対して格段の配慮を必要としています。ERCA は、平成 18 年に「環境配慮に関する基本方針」を定め、**ERCA の業務運営に伴って発生する環境への影響の削減**に努めています。

環境配慮に関する基本方針

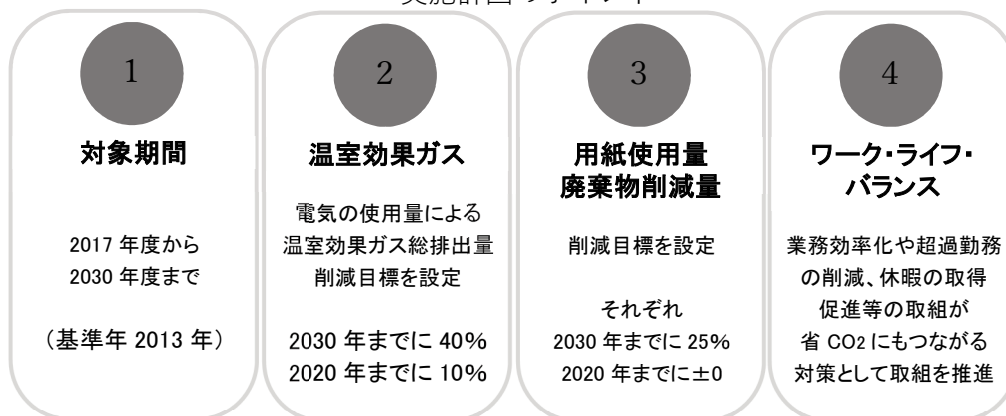
ERCA は、環境分野の政策実施機関として、良好な環境の創出その他の環境の保全を図るため、あらゆる業務において、次に掲げる基本方針に従い、環境配慮を進める。

- (1) 業務における環境配慮と環境保全の効果の向上
業務の遂行に当たって、常に環境に配慮し、環境保全の効果の向上を目指し、継続的な改善に努める。
- (2) 法規制等の遵守と自主的取組の実施
環境関連の法規制等を遵守するとともに、自主的取組を実施し、より一層の環境保全を図る。
- (3) 環境への負荷の低減に係る目標の設定
省エネルギー、省資源及び環境物品等の調達に関する目標を設定し、環境への負荷の低減を図る。
- (4) 日常活動における環境配慮
全ての役職員の環境配慮に関する意識の向上を図り、業務遂行時はもちろんのこと、日常活動においても、常に環境配慮に努めるようにする。
- (5) 社会とのコミュニケーション
社会と広く双方向のコミュニケーションを図り、情報開示に努める。

ERCA の実施計画

上記の基本方針をもとに、ERCA は、「温室効果ガスの排出削減等のため実行すべき措置について定める実施計画」（以下「実施計画」という。）において具体的な環境配慮の計画を策定し、職員による環境負荷の少ない業務の方法を模索しています。

<実施計画のポイント>



2020 年度の実施計画に対する成果報告

【1】オフィスにおける環境配慮



温室効果ガス
38.7%削減

2020 年度排出量
92.7t-CO2



コピー用紙使用量
51.1%削減

2020 年度実績
951,069 枚



廃棄物排出量
45.7%削減

2020 年度実績
5,463.1kg

(基準年 2013 年度)

【2】環境に配慮した物品・役務の調達等



環境物品等の調達
(グリーン購入)

100%調達
(特定調達品目)



環境物品契約

適切に実施



ESG 債

計 35 億円購入

【3】ワーク・ライフ・バランス、社会貢献



テレワークの活用

本格導入



ダイバーシティ

障がい者雇用
女性管理職の登用



社会貢献

川崎市のイベント

実施計画全文は、ERCA ホームページをご覧ください。

<https://www.erca.go.jp/erca/guide/approach/pdf/sakuzyo.pdf>



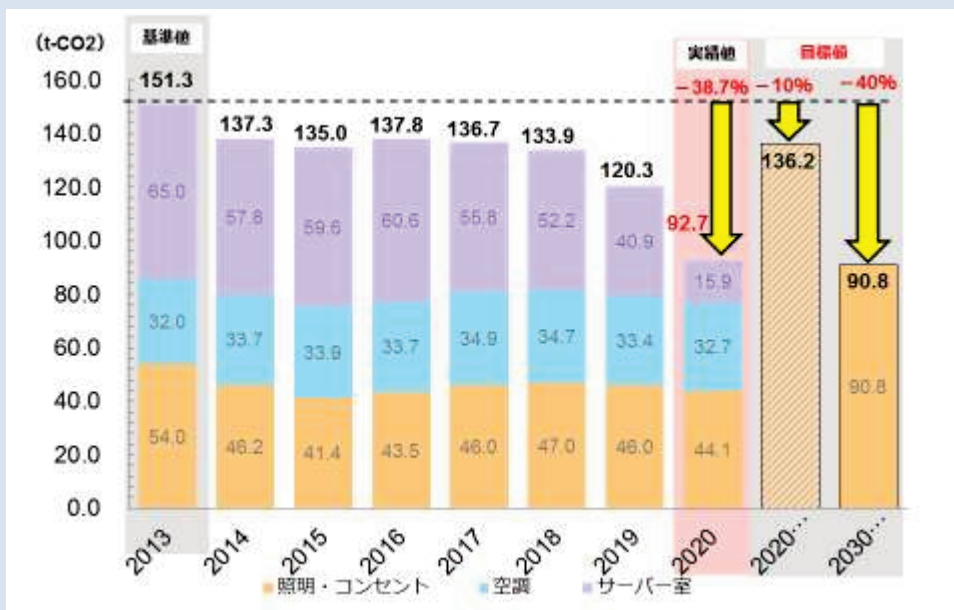
【1】オフィスにおける環境配慮



ERCA の業務においては、事務所における事務業務のウェイトが高いことから、オフィス内での照明等の電力消費量の削減、コピー用紙の使用量削減を通じた省資源、廃棄物の削減等環境負荷の少ない業務運営に努めています。

また、電気使用量の削減量から算出する温室効果ガス排出削減量は、ERCA が掲げる温室効果ガス排出削減目標となっています。

①2020 年度温室効果ガス排出量



温室効果ガス削減量は、事務所の照明・コンセント、空調、サーバー室の電力量を CO₂ に換算 (*) しています。2020 年度の温室効果ガス排出量は 92.7t-CO₂ で、2013 年度比で 38.7% (58.6t-CO₂) の削減を達成しました。

(*) CO₂ の削減根拠は、東京電力エナジーパートナー株式会社様の排出係数を用いて算出しています。排出係数は暫定値のため変動する可能性があります。

202,848 k Wh (事務所単位当たりの電気使用量 **85.6kWh/m²**)

②コピー用紙使用量

2020年度のコピー用紙使用量は951,069枚となり、2019年度比で27%（351,914枚）削減となりました。コロナウイルス感染症による緊急事態宣言を受け、ERCAでは原則全職員をテレワークまたは出勤回避率7割を目指した勤務を行っていたこともあり、コピー用紙使用量が減少した結果となりました。



③廃棄物の排出量

廃棄物の排出量については、基準年の2013年度の廃棄物の排出量を上回らないこと、また、可燃ごみについても2013年度を上回らないことを目標として取組、2020年度の廃棄物排出量の実績は5,463.1kgで前年度より29.5%（2,288.2kg）の削減となりました。また、可燃ごみは641.8kgで前年度比30.6%（前年度比283.1kg）の減少となり、可燃ごみは川崎本部事務所、東京事務所ともに2013年度（451.0kg）比から増加しないとする目標を達成することができませんでした。可燃ごみについては、1人1日当たりの排出量は基準年の2013年度は11グラム、2020年度は14グラムとなっており、1人1日当たり3グラム増えている状況であり、削減に向けては職員1人1人の日々の意識が必要となっています。

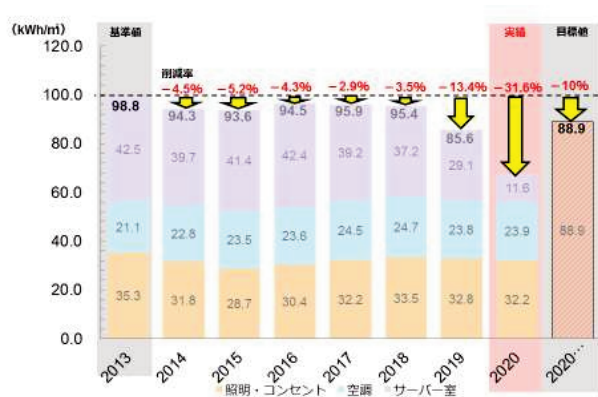
年度	廃棄物排出量 (kg)	可燃ごみ排出量 (kg)
2013年度	10,078.5	451.0 年間1人当たり(2.7)
2018年度	9,244.1	893.5 年間1人当たり(4.5)
2019年度	7,751.3	924.9 年間1人当たり(4.9)
2020年度	5,463.1	641.8 年間1人当たり(3.3)

事務所の単位面積あたりの電気使用量

ERCAの温室効果ガスは、事務所で使用される電気使用量から算出しています。

事務所の単位面積あたり (/m²) の電気使用量は、実施計画において、2020年度までに10%の削減を目標としております。

2020年度の事務所の単位当たりの電気使用量は、67.6 kWh/m²となり、2013年度比で31.6%（31.2Wh/m²）の削減となりました。



日常的にオフィス内電灯のLED照明への交換や昼休み中の消灯等を行っておりますが、2019年にサーバー室を外部へ移動したことが、2020年度10%削減目標達成へ結びついた要因となっています。

2020 年度環境配慮実行計画自己点検集計結果

ERCA は、環境配慮実行計画の進捗状況について、年 2 回、ERCA 職員による自己点検を行っています。

2020 年度は、2020 年 9 月と 2021 年 3 月に実施した環境配慮実行計画自己点検の結果について、各項目の評価点の構成は以下のとおりです。

2019 年度に評価点が○（4.0～3.1 点）となった項目のうち 1 つの項目（「外部の機関等から印刷物で入手した資料等については、電子化して閲覧するようにする」）の自己点検が向上し、◎（4.1 点以上）が増加する結果となりました。

	2018年度		2019年度		2020年度	
	1回目	2回目	1回目	2回目	1回目	2回目
◎ (4.1点以上)	25項目	24項目	26項目	28項目	29項目	29項目
○ (4.0～3.1点)	6項目	7項目	6項目	4項目	3項目	3項目
△ (3.0～2.1点)	1項目	1項目	なし	なし	なし	なし
× (2.0点以下)	なし	なし	なし	なし	なし	なし

【自己の意識レベル】

環境保全に重大な効果がある：3
環境保全にかなり効果がある：2
環境保全に多少効果がある：1

【自己の取組状況】

「既に取り組んでいる」：2
「さらに取組が必要」：1
「取り組んでいない」：0

【取組状況の評価】 =

【自己の意識レベル（重要度）（3、2、1点）】 × 【自己の取組状況（2、1、0点）】

◎：4.1点以上 ○：4.0～3.1点 △：3.0～2.1点 ×：2.0点以下

役職員の移動やイベント実施における温室効果ガス排出量の把握

ERCA は、電気、廃棄物、コピー用紙のほか、役職員の出張・イベント等の開催に伴う CO₂ 排出量の把握に努めています。

ERCA は、事務所が公共交通機関の利用に至便な地にあることから公用車を有しておらず、全ての役職員の業務時の移動は、可能な限り鉄道やバス等の公共交通機関を利用しています。2020 年度の役職員の移動や出張に伴う温室効果ガス排出量は次のとおりです。

■役職員の移動 **31.90t-CO₂**

■役職員の出張 **3.80t-CO₂**

■ERCA の会議・イベント等の参加者・委託先の移動 **0.64 t-CO₂**

■ERCA の会議・イベント等の参加者・委託先の電気使用量 **0.23 t-CO₂**

2020 年度は、新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言を受け、出張の減少や会議・イベントのオンライン化の影響が見られました。2020 年度の会議・イベント等の参加者・委託先の移動に係る利用人数は 60 名（前年度 4,208 名）となったことに伴い、温室効果ガス排出量は 0.64t-CO₂ となりました。また、電気使用量については、2020 年度に開催した会議・イベント 17 件（前年度 219 件）に対する温室効果ガス排出量となっています。

令和 2 年度の取組結果／今後に向けて

令和 2 年度（2020 年度）は、主に政府の緊急事態宣言等によるテレワーク率の増加を受け、可燃ごみの削減目標を除く電気使用量等の削減目標が全て達成されました。しかし、2021 年度はテレワーク等の状況が変化することが想定され、また、2020 年度に政府が宣言した 2050 年カーボンニュートラルの動向も踏まえると、今後はさらに環境配慮の促進が必要となります。これらの状況を踏まえ、今年度も引き続き組織内の環境配慮の促進を図るためのコミュニケーションを活性化し、職員一人ひとりが自主的・積極的な行動を心がけるとともに、特に以下の 3 点の取組レベルの向上を目指すこととします。

- ①役職員に対して、環境配慮や環境保全に関する研修を実施する等、環境配慮に関する啓発を行う
- ②実施計画における削減目標のうち、可燃ごみの排出量の削減について、2020 年度も目標が未達成であったことから、引き続き廃棄を抑制する取組を徹底するとともに、平成 30 年 11 月から実施している ERCA のプラスチックごみ削減の取組を推進するため、マイバック・マイボトルの利用を促進し、ペットボトル・レジ袋を削減
- ③テレワークの継続、年休取得の推進等により、ワーク・ライフ・バランス及び環境に配慮した取組を実施

また、令和 3 年度以降に実施予定の環境省実施計画の見直しの状況や、令和 2 年度に ERCA が賛同の意を示した川崎市の「かわさきカーボンゼロチャレンジ 2050」の内容等を踏まえ、今年度以降の実施計画について見直しを行う予定です。

【2】環境に配慮した物品及び役務の調達

ERCA は事業活動を行う際に、環境に配慮した物品及び役務（環境物品等）の調達を行っています。

環境物品等の調達（グリーン購入）

紙類や文房具類、オフィス家具等の物品の調達については、グリーン購入法に基づく環境物品等の調達を適切に実施しました。

- 1 特定調達品目の調達状況
 - ・ 目標設定を行う品目：100%達成
 - ・ 判断の基準を満たさない物品：なし
- 2 特定調達物品以外の環境物品等の調達
エコマークの認定を受けている製品またはこれと同等のものを調達するように努めました。
- 3 役務提供者に対する仕様書に環境配慮物品に関する事項を記載
 - ・ 物品等の納入時はクラフト包装など簡易包装とする
 - ・ 業務実施において環境物品等の使用を推進する
 - ・ 特定品目以外の調達においても可能な限り環境配慮型物品の調達に努める



環境配慮物品等の調達実績概要

https://www.erca.go.jp/erca/chotatsu/kankyo_gaiyo.html

グリーン購入とは

製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入することです。

グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）は、2000年に制定され、環境負荷を低減に資する物品や役務について調達の推進等を定めています。独立行政法人の責務として、環境物品等を選ぶことが義務となっています。

（環境省ホームページ）

<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/>

環境配慮契約の契約状況

環境配慮契約法及び国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（2007年12月7日閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づき、温室効果ガス等の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）の推進を図りました。

基本方針で環境配慮契約の具体的な方法が定められている電気の調達、自動車及び船舶の購入、省エネルギー改修事業（ESCO事業）及び建築物の建築又は大規模な改修に係る設計業務のうち、独自に電気を受ける契約の締結やESCO事業については、ERCAが民間ビルの一テナントであることから行うことは困難な状況です。また、自動車及び船舶の購入や建築物の建築又は大規模な改修に係る設計業務の発注並びに産業廃棄物の処理に係る契約締結の該当はありません。



環境配慮契約の締結実績の概要

https://www.erca.go.jp/erca/chotatsu/kankyo_teiketsu.html

環境配慮契約とは

環境配慮契約（グリーン契約）とは、製品やサービスを調達する際に、環境負荷ができるだけ少なくなるような工夫をした契約です。

環境配慮契約法（※）は、国や独立行政法人等が契約を結ぶ際に、価格に加えて環境性能を含めて総合的に評価し、もっとも優れた製品やサービス等を提供する者と契約する仕組みを定めたものです。

（※）国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律

（環境省ホームページ）

<http://www.env.go.jp/policy/ga/>

ESG債の購入

環境保全等の社会貢献事業への支援を目的としたソーシャル・ボンドやグリーンボンド等については、ERCAの経営理念に合致するものとして、環境負荷の低減その他社会的課題の解決等を目的とした債券を35億円購入しました。

（内訳）

・東京地下鉄(株)社債：2億円
・(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ社債：3億円
・阪神高速道路(株)社債：3億円
・神奈川県債：1億円

・東日本高速道路(株)社債：14億円
・独立行政法人国際協力機構債券（JICA債）：3億円
・鉄道建設・運輸施設整備支援機構債：3億円
・名古屋高速道路債券：6億円

また、社債の取得条件について、環境問題を担っている法人としての経営理念に照らして、債券格付の基準に加え、環境負荷の低減その他社会的課題の解決等の観点による基準を設け、それらを満たす債券を取得対象とすることとしています。

【3】ワーク・ライフ・バランスへの配慮

業務効率化や超過勤務の削減、休暇の取得促進等の取組が省 CO2 にもつながる対策であることを踏まえ、地球温暖化対策の観点からも、ワーク・ライフ・バランスに係る各種取組を推進しています。

令和2年度はワーク・ライフ・バランス推進のため、従前の時差通勤（シフト勤務）の拡大やテレワークの弾力的な運用（試行的運用の拡大）を行いました。テレワークの実施により、オフィスでの電気使用量・オフィスでの用紙使用量・廃棄物量いずれも昨年度より減少する結果となっています。

テレワークの推進

令和2年4月・5月

平均出勤率 31.3%

新型コロナウイルス感染拡大に伴う政府の緊急事態宣言等を踏まえた BCP（業務継続計画）発動期間中は、原則全職員をテレワークとし、出勤はやむを得ず職場での従業が必要な職員に制限しました。

令和2年9月

テレワーク本格導入

令和2年2月のテレワーク試行運用や職員アンケートの結果を踏まえ、関連規程を整備し、テレワークを本格導入しました。

令和3年1月～3月

平均出勤率 46.6%

令和3年1月に緊急事態宣言が再度発令されたため、ERCAにおいても再度 BCP を発動し、出勤率の7割削減を目標としてテレワーク等の対応を実施しました。

ダイバーシティの推進に向けた取組

ERCA は、ワーク・ライフ・バランスの推進や年度計画に基づく業務効率化を通じて、すべての人が働きやすい職場作りを目指し、育児・介護支援や障がい者雇用等に取り組んでいます。

ERCA の障害者雇用、女性登用の状況については、次のとおりです。

障がい者雇用

ERCA において法定雇用率を満たす5名の雇用を達成しています。引き続き定着支援等に取り組めます。

役員・管理職の女性登用の状況

役員及び管理職の女性登用について、「男女共同参画基本計画」等を踏まえて法人としての目標を設定し、達成を目指してまいります。

実績	令和3年3月末
役員	役員6名中1名（16.7%）が女性
管理職	管理職（課長級以上） 35名中5名（14.3%）が女性

「くるみんマーク」の取得

ERCA は、令和元年10月に、厚生労働省から子育てサポート企業の認定を受け、「くるみんマーク」を取得しました。「くるみんマーク」とは、次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画を策定した企業のうち、計画に定めた目標を達成し一定の基準を満たした企業は、申請を行うことによって「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣の認定（くるみん認定）を受けることができるものです。

なお、ERCA は、平成29年3月に、「トモニンマーク」（仕事と介護を両立できる職場環境の整備に取り組んでいる企業が使用できるシンボルマーク）を取得しています。



地域社会との繋がり

川崎市が策定した脱炭素戦略「かわさきカーボンゼロチャレンジ 2050」に賛同しました

令和 2 年 11 月に川崎市が策定した脱炭素戦略「かわさきカーボンゼロチャレンジ 2050」には、川崎市にゆかりのある 304 の事業者・団体等の賛同があり、ERCA も賛同企業として参画しました。

川崎市脱炭素戦略「かわさきカーボンゼロチャレンジ 2050」

<https://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000121670.html>

(戦略の特徴：川崎市ホームページ)

1. 2030 年中間目標地点の設定
2. 脱炭素モデル地区の設置
3. 2030 年までに主要市公共施設の使用電力の再エネ 100%
4. 脱炭素化に取り組む企業への新たな支援・評価手法の構築
5. 策定の段階で賛同事業者一覧を掲載



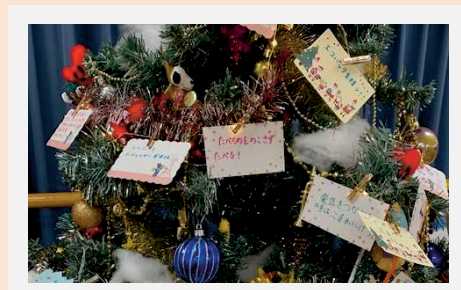
環境イベントへの出展・参加

川崎市主催の環境イベント

ERCA は、川崎国際環境技術展の実行委員会メンバー及び CC かわさき（カーボン・チャレンジ川崎エコ戦略）の会員企業として、川崎市における地球温暖化防止対策のために取り組んでいます。令和 2 年度はオンライン形式で開催された川崎国際環境技術展に出展し、また、令和 2 年 12 月に神奈川県川崎市高津区で開催された「かわさき環境フォーラム」に参加しました。



環境に関する ERCA と日本と川崎市の歴史を動画形式で紹介（川崎国際環境技術展）



参加者に環境にやさしい取組をカードに書いてもらい、クリスマスツリーに展示（かわさき環境フォーラム）

オンライン形式でのイベント出展

川崎市以外で開催された環境イベントでは、オンライン形式で「エコプロ Online2020」、「エコライフ・フェア Online」にブースを出展しました。参加者にとっては、移動時間なくオンラインブースに訪問できるメリットがあった一方で、参加者・出席者間の情報交換をリアルタイムで行うことが難しいことが反省点としてありました。今後もイベント出展・参加の機会を通じて、ERCA が行う取組を発信してまいります。

【温室効果ガス（CO₂）算定方法】

○電気使用量 2019 年度の実排出係数（東京電力エナジーパートナー株式会社）を用い、排出係数を暫定値としています。

○ コピー用紙 ERCA オフィスで使用したコピー用紙を対象に、原料採取から製紙工場における製品生産までの生産工程における CO₂ 排出量について算定しています。算定にあたっては、「カーボンフットプリント・コミュニケーションプログラム（CFP プログラム）基本データベース Ver. 1.01（国内データ）」における排出原単位を用いています。2020 年 3 月に CFP プログラムが終了したため、データベースの更新がなかったが、これまでの経年比較のため、同じ排出原単位を用いて算出しています。

○ 廃棄物排出量 ERCA オフィスで排出した一般廃棄物を対象にごみの種類別に算定して合計しています。算定にあたっては「サプライチェーンを通じた組織の温室効果ガス排出等の算定のための排出原単位データベース（ver.3.0）」の排出原単位を用いています。焼却する廃棄物については「CFP プログラム基本データベース Ver. 1.01（国内データ）」の排出原単位を用いています。2020 年 3 月に CFP プログラムが終了したため、データベースの更新がなかったが、これまでの経年比較のため、同じ排出原単位を用いて算出しています。

○ 役職員の移動時に発生する CO₂ 排出量 役職員の通勤及び出張における鉄道・飛行機の利用に伴う 1 人当たりの CO₂ 排出量について、駅すばあと®による数値を用いて推定値を合計して算定しています。（駅設備、信号機器等の電力使用に伴う CO₂ 排出量は対象外。）

○ ERCA 主催の会議・イベントに係る CO₂ 排出量

① 会議等の参加者等の移動に伴う CO₂ 排出量 「カーボン・オフセットガイドライン Ver.1.0」（※1）に基づき、参加者及び事務局スタッフの移動における鉄道・飛行機の利用に伴う 1 人当たりの CO₂ 排出量を駅すばあと®による数値を用いて算定しています。

② 参加者の移動距離：各会議・イベント等の内容・規模等から想定した平均的な距離

事務局スタッフの移動距離：所属先の所在地と会場までの距離

ERCA×SDGs

【1】各業務・事業のSDGs とのつながり

2015年に国連総会で採択された「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals: SDGs）」では、2030年までに持続可能な社会を実現するために今後世界が目指すべき17の目標、169のターゲットが明示されています。ERCAは、日々の事業・業務そのものが、主に下記に記載しているSDGsの目標につながっていると捉えています。



【2】ERCAのSDGsに関連した取組（2020年度）

■環境委員会での課題共有

ERCAは2018年度に各部業務をSDGsの観点から見直し、ERCAの業務がどのゴールに貢献しているのかを整理しました。これまで、地球環境基金部で実施しているユース世代向けのSDGsに関するセミナーなど、各事業をとおしてSDGsに関する取組を実施してきましたが、今後は組織全体としてどのようにSDGs達成に貢献していくのか、具体的な目標や方針を定める必要があると考えています。

そこで2020年度は、環境委員会の中で課題を共有し、今後のさらなる貢献につなげるための施策を話し合う意見交換の場を設けることを提案しました。新型コロナウイルスの影響もあり、2020年度内にERCA職員間での意見交換会を実施することは叶いませんでしたが、組織全体として、採用活動においてジェンダー・年齢・国籍等に関係なく平等な募集を行ったこと、テレワークの導入によりワーク・ライフ・バランスを推進して柔軟な働き方を取り入れたなど、SDGsの目標5「ジェンダー平等を実現しよう」、目標8「働きがいも経済成長も」に関連する取組を推進しました。

2021年度は広く職員を巻き込んでSDGsに関する意見を交わしていきたいと考えています。その上で、どのように行動に移すか、具現化に向けて話し合いの場づくりを進めてまいります。

■2020年度のSDGsに関する事業例

「大学生の環境活動・SDGs活動の実態調査」及び「大学生SDGs座談会」の実施
 2019年度に引き続き、地球環境基金部で、ユース世代向けのSDGsに関するセミナーを実施しました。2020年度は、全国の大学生が新型コロナウイルスの影響で環境活動、SDGs活動を十分に実施することが難しかった状況下で、ecocon実行委員会の協力のもと、全国の大学生の環境サークルを対象に、2020年度の環境活動に関する実態調査（アンケート）を実施しました。

また、実態調査の結果をもとに、オンラインの座談会形式でコロナ禍における学生活動とSDGsについて議論・意見交換を行う「大学生SDGs座談会」を実施しました。座談会では、コロナ禍でイベントが実施できなかつたり、新規メンバーとの対面での交流ができなかつたりなど、活動における課題について共有し、新たな状況下における「SDGs」や「持続可能な社会」について意見交換を行いました。

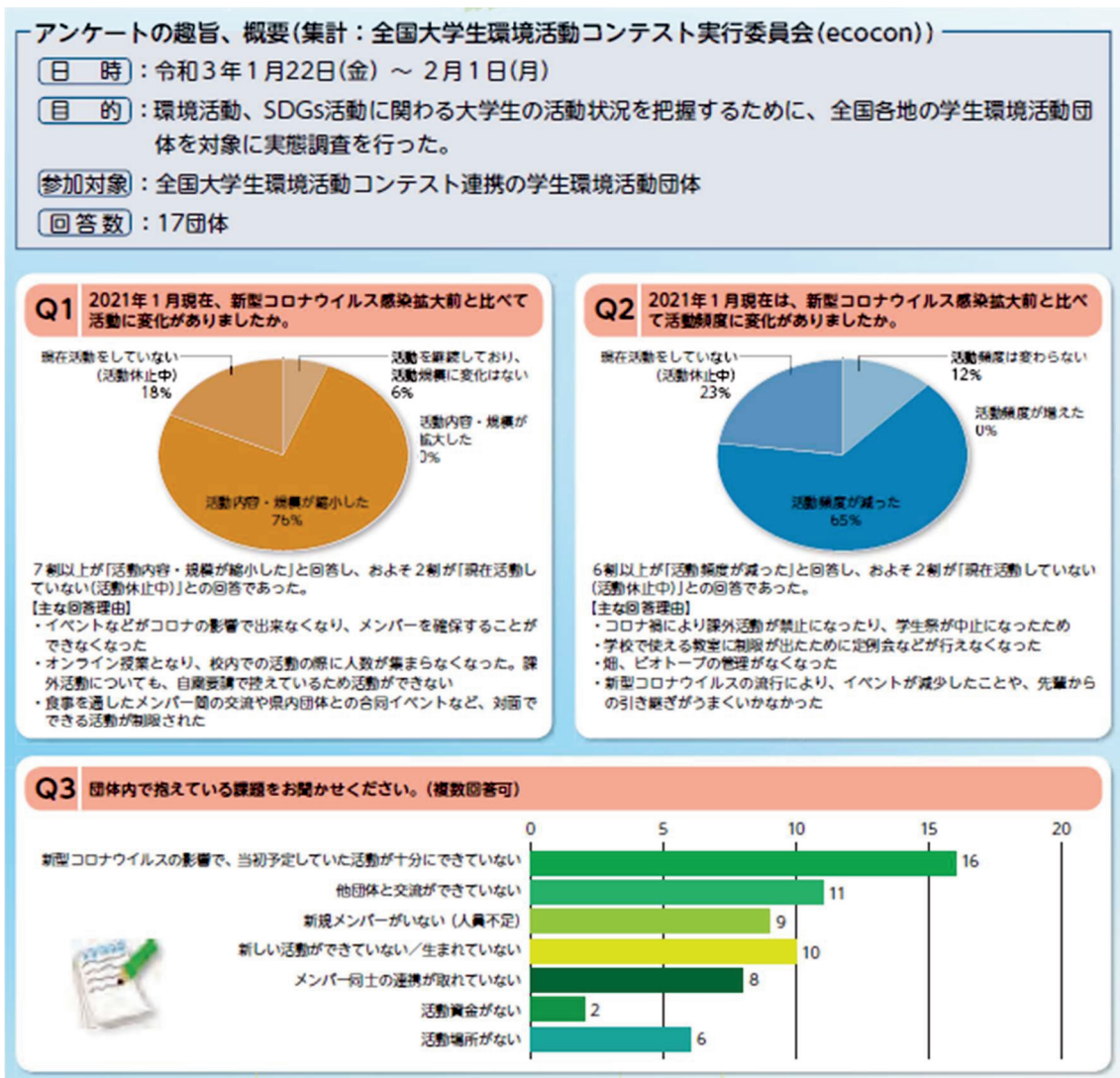
※「大学生SDGs座談会」の詳細はこちらをご参照ください。

情報誌『全国ユース環境ネットワーク』（P.22）

<https://www.erca.go.jp/jfge/youth/magazine/pdf/vol12/22.pdf>



～「大学生の環境活動・SDGs活動の実態調査」の結果～



千葉大学環境 ISO 学生委員会

千葉大学では、環境 ISO 学生委員会の学生が内部監査などの業務や大学のサステナビリティレポートの編集作成に携わっています。そのような私たちの立場から、環境再生保全機構 (ERCA) の環境報告に関する第三者意見を述べさせていただきます。

ERCA の環境に対する取り組みは、PDCA サイクルを適切に回している点が素晴らしいと思います。2030 年という長期目標を立て、基本方針→実施計画→実行計画 (Plan) に基づき実行 (Do) するという流れを確立し、職員自身による自己点検 (Check) を行って、次年度につなげていく (Act) という継続的な取り組みが行われています。これによって、温室効果ガス排出量やコピー用紙使用量は、新型コロナウイルスの影響が大きかった 2020 年度を除いても減少傾向にあり、2020 年度には可燃ごみ排出量以外のすべての項目において目標を大幅に上回る実績を残しています。貴機構の目標実現力の高さを感じました。

一方、可燃ごみ排出量は、2013 年度から 2019 年度にかけて倍増したことから、2020 年度に減少に転じたものの、基準となる 2013 年度より増加させないという目標を達成できませんでした。2019 年度まで一人当たり排出量も増加しています。可燃ごみ排出量が倍増した理由を把握して、対策を講ずる必要があると思います。コピー用紙の使用量が削減されているので紙ごみの排出量は減っていると思われるのですが、リサイクル可能な資源ごみと可燃ごみの適切な分別が必要です。雑誌、空き箱、封筒、ノート、シュレッダー紙など雑紙をきちんと分別する必要があります。2020 年度の報告書においては、リサイクル可能な廃棄物の分類について工夫されているとのことでしたので、この取り組みを徹底して行うのが良いのではないのでしょうか。なお、廃棄物排出量について、温室効果ガス排出量と同様にわかりやすくグラフ化した方がよいと感じました。

ワーク・ライフ・バランスへの配慮が CO2 削減につながるという観点も、新しい視点で興味深かったです。特に、テレワークによってオフィスでの環境負荷を大幅に削減できたことが報告されています。新型コロナウイルス感染拡大によっ

て事業活動のあり方が大きく変化していますが、貴機構の経験がポストコロナと環境負荷削減の好事例として注目されることを期待します。また、貴機構では、役職員の移動やイベント実施による温室効果ガスまで把握している点が秀でていると考えます。さらに一歩進んで、テレワークによって職員の方々の自宅でのエネルギー等使用量がどのように変わったのかまで把握できると、テレワークの負荷削減効果を示す先進事例になるのではないかと思います。

さらに、貴機構において、35 億円にのぼる ESG 債を購入されている点も、特筆すべき取り組みだと考えます。経営理念に照らして、環境負荷の低減その他社会的課題の解決等の観点による基準を設け、それらを満たす債券を取得対象とするということですが、その基準をもう少し具体的に知りたいと感じました。

貴機構においては、本来の業務内容を推進すること自体が環境問題の解決や SDGs の達成に寄与するところです。貴機構の業務と関わりの深い SDGs の項目がアイコンで示されており、コンパクトにまとまっていて見やすいです。業務遂行に当たっての環境配慮は長期目標のもとで進行管理が行われていますが、本来業務の環境効果や SDGs への貢献についても何らかの目標設定のもとで進行管理が行われ、その結果が報告されることを期待します。

また、2020 年度の SDGs に関する事業例として、「大学生の環境活動・SDGs 活動の実態調査」の結果が示されていますが、私たち学生委員会としても共感できる結果となっています。改めてコロナ禍での課題を確認することができました。

「大学生 SDGs 座談会」のような意見交換の場も、私たち学生団体には非常にありがたいと感じています。座談会で提案された SNS を活用した発信や交流について、貴機構のサポートでさらに広がることを期待します。

本報告書をきっかけとして、貴機構の取り組みが広く知られるようになるとともに、貴機構が SDGs の達成に向けた国内外の取り組みをけん引されることを期待しております。

千葉大学環境 ISO 学生委員会プロフィール

千葉大学の学内組織として環境マネジメントシステムを運営する委員会。2003 年に発足し、250 名以上の学生が在籍している (2021 年 6 月現在)。18 年にわたり、学生主体で環境マネジメントの構築・運用、学内外での SDGs に関する活動を行う。



法人の強み・基盤を維持・創出していくための源泉

ERCA は、良質なサービスの提供、組織と業務の効率的運営、関係法令等の遵守及び人材の育成を経営方針として掲げ、役職員一体となって着実に業務を推進してまいりました。

① 役員等の状況（令和3年3月31日現在）

役職名	氏名	任期	前歴
理事長	こつじ ともゆき 小辻 智之	平成31年4月1日 ～ 令和6年3月31日	全日本空輸株式会社総務部長 全日本空輸株式会社執行役員 ANA福岡支店長、 九州・沖縄地区担当 ANAファシリティーズ株式会社代表取締役社長
理事	なかみ やすひろ 永見 泰宏	令和2年10月1日 ～ 令和4年9月30日	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社常務執行役員 損害保険料率算出機構常務理事 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社顧問
理事	かわかみ つよし 川上 毅	令和2年8月1日 ～ 令和4年3月31日	環境省自然環境局総務課長 中間貯蔵・環境安全事業株式会社管理部長 公益財団法人地球環境戦略研究機関 総括研究ディレクター／プリンシパル・フェロー
理事	ましも ひであき 真下 秀明	令和2年4月1日 ～ 令和4年3月31日	大成建設株式会社 本社原子力本部 原子力部長 同社 九州支店 土木部長 同社 本社技術センター 理事生産技術開発部長
監事	さいとう ただし 斎藤 仁	令和元年7月9日 ～ 環境再生保全機構の令和5年度 財務諸表の環境大臣承認日	日本経済団体連合会事務局政治・社会本部長
監事 (非常勤)	いくた みやこ 生田 美弥子	令和元年7月9日 ～ 環境再生保全機構の令和5年度 財務諸表の環境大臣承認日	弁護士法人北浜法律事務所東京事務所パートナー弁護士 (現職)

会計監査人の氏名または名称

有限責任 あずさ監査法人

② 職員の状況

令和2年度末の常勤職員数は148人（前期末比±0）であり、平均年齢は40.4歳（前期末40.1歳）となっています。

このうち、国からの出向者は9人、民間からの出向者は1人で、このうち令和2年6月30日退職者が2人、令和3年3月30日退職者は1人、同月31日退職者は1人です。

③ 重要な施設等の整備等の状況

本部事務所が神奈川県川崎市に、東京事務所が東京都千代田区（※）にあります。いずれも賃貸のため所有する施設はありません。

（※東京事務所は令和3年5月31日より本部事務所に統合しました）

④ 純資産の状況

○資本金の状況

(単位：百万円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
政府出資金	15,955	－	－	15,955
資本金合計	15,955	－	－	15,955

令和2年度末の資本金（政府出資金）は、15,955百万円であり、その内訳は公害健康被害補償予防勘定 6,072百万円、基金勘定 9,401百万円及び承継勘定 482百万円となっています。

○目的積立金等の状況

令和2年度は、目的積立金の申請は行っていません。繰越積立金の取崩状況については、公害健康被害補償予防勘定において事業の財源等に充当するため、第3期中期目標期間の繰越積立金を10百万円取り崩しています。

⑤ 財源の状況

○財源の内訳

令和2年度の法人単位の収入決算額は 52,292百万円でありその内訳は以下のとおりです。

(単位：百万円)

区分	金額	構成比率 (%)
収入		
運営費交付金	6,830	13.1%
国庫補助金	226	0.4%
その他の政府交付金	11,374	21.8%
業務収入	32,589	62.3%
受託収入	5	0.0%
運用収入	811	1.6%
その他収入	457	0.9%
合計	52,292	100.0%

○自己収入に関する説明

当法人における自己収入として、業務収入、運用収入などがあります。

収入全体の6割を占める業務収入の内訳は、公害健康被害補償予防業務勘定における公害健康被害の補償等に関する法律に基づき徴収するばい煙発生施設等設置者からの賦課金収入 28,911百万円、承継勘定における建設譲渡事業に係る債権の回収金等 3,546百万円、石綿健康被害救済業務勘定における石綿健康被害救済基金造成のための特別事業主からの拠出金 131百万円となっています。

⑥ 主要な財務データの経年比較

(単位：百万円)

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
資産	309,401	316,138	321,467	309,019	316,389
負債	226,169	230,357	233,479	239,421	245,315
純資産	83,232	85,782	87,988	69,598	71,074
行政コスト	-	-	-	55,693	53,236
経常費用	54,823	59,425	56,225	54,600	51,911
経常収益	55,278	61,563	58,013	55,640	54,705
当期総利益	1,264	2,575	2,286	431	1,479

⑦ 翌事業年度の予算、収支計画、資金計画（法人単位）

○予算

(単位：百万円)

区 分	金額
収入	
運営費交付金	6,682
国庫補助金	245
その他の政府交付金	11,199
業務収入	29,010
運用収入	802
その他収入	170
計	48,108
支出	
業務経費	55,400
公害健康被害補償予防業務経費	39,221
うち人件費	307
石綿健康被害救済業務経費	5,506
うち人件費	298
環境保全研究・技術開発業務経費	5,273
うち人件費	126
基金業務経費	5,119
うち人件費	139
承継業務経費	280
うち人件費	102
一般管理費	1,144
うち人件費	513
計	56,544

○収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	57,959
経常費用	57,959
公害健康被害補償予防業務経費	39,204
石綿健康被害救済業務経費	5,515
環境保全研究・技術開発業務経費	5,278
基金業務経費	5,120
承継業務経費	1,603
一般管理費	1,088
減価償却費	151
財務費用	2
収益の部	57,678
経常収益	57,678
運営費交付金収益	6,838
国庫補助金収益	245
その他の政府交付金収益	7,963
石綿健康被害救済基金預り金取崩益	4,914
ポリ塩化ビフェニル廃棄物基金預り金取崩益	3,922
業務収入	32,538
運用収入	802
その他の収益	324
財務収益	132
純利益（△純損失）	△ 281
前中期目標期間繰越積立金取崩額	284
総利益（△総損失）	3

○資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
業務活動によるキャッシュ・フロー	△ 2,543
業務活動による支出	△ 57,673
業務活動による収入	55,130
運営費交付金収入	6,717
国庫補助金収入	245
その他の政府交付金収入	11,199
業務収入	29,011
運用収入	838
その他の収入	7,120
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 927
投資活動による支出	△ 184,384
投資活動による収入	183,457
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 56
財務活動による支出	△ 79
財務活動による収入	23
資金増加額（△資金減少額）	△ 3,526
資金期首残高	17,895
資金期末残高	14,369

詳細につきましては、令和3年度計画をご覧ください。

<https://www.erca.go.jp/erca/koukai/rules.html>

6. 業務運営上の課題・リスク及びその対応策

① リスク管理の状況

ERCAの3大重要リスクとして「機微な個人情報の漏洩」、「情報セキュリティインシデント発生」、「金融資産の毀損」を選定し重点的に対応するほか、ヒヤリハット事例や外部意見を素早く組織内に共有する体制を整備する等、リスク管理に関する取組を行っています。また、各種委員会等を通じて組織内外でこれらの取組の推進、検証、監査を実施し、リスクへ適切に対応するように努めております。

リスク管理の取組については、業務方法書、業務実績等報告書などをご覧ください。

<https://www.erca.go.jp/erca/koukai/rules.html>



② 業務運営上の課題・リスク及びその対応事項

i) ERCA3 大リスク

■ 機微な個人情報の漏洩

個人情報の漏洩は極めて重大なリスクであり、外部からの侵入や不正持ち出し、日常の業務遂行上のミスなどによる情報の流出を未然に防止する必要があります。そこで、「保有する個人情報の保護管理規程」、「保有個人情報等の取扱いに係る業務の外部委託に関する達」、関連するマニュアル等を定め、研修を実施し、常日頃から個人情報の管理を徹底しています。

■ 情報セキュリティインシデント発生

情報セキュリティインシデントの発生は、個人情報漏洩や業務停滞に繋がる重大なリスクであり、「情報セキュリティポリシー規程」や「情報セキュリティ実施手順書」により情報インシデントが発生した場合の対応なども含めた具体的な手順を定め、研修を行う等、常日頃から適切かつ迅速な対応を図るよう努めております。

■ 金融資産の毀損

約3千億円の金融資産を有することから、金融資産の毀損リスク低減のために、「資金の管理及び運用に関する規程」を定め、保有する債権について金融機関の経営状況や金利変動に伴うリスク等を資金管理委員会でモニタリングするなど、金融資産の毀損リスクを未然に防止する取組を行っています。

ii) 業務運営に係る体制の強化・改善

■ リスク管理方針の見直し

平成29年度に策定した「リスク管理方針」について、内部統制やリスク管理に関する他の規程等との関係性を整理した上で見直しを行い、名称を「リスク管理計画」とした上で改正を行いました。

■ 情報セキュリティ対策の強化

新型コロナウイルス感染拡大防止のためテレワーク実施体制を整備し、機器の調達、ウェブ会議システムの導入、関連する内部規程や実施手順の作成など、テレワーク実施に係る情報セキュリティ対策を強化しました。

■ 各種報告制度の運用

ヒヤリハット事例、外部からの意見、事務事故等について、グループウェア等を活用して速やかに報告し、情報共有を行う整備しています。ヒヤリハット事例については、これまで一つの部だけで行っていたところを、令和2年度よりERCA全体で実施することとしました。

7. 業務の成果と使用した資源との対比

① 令和2年度の業務実績とその自己評価

令和2年度は第4期中期計画及び年度計画に基づき、国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上、業務運営の効率化、財務内容の改善、その他の業務運営に関する重要事項について、次表のとおり積極的な取組を講じつつ着実に実施いたしました。

業務実績及び自己評価の詳細につきましては、業務実績等報告書をご覧ください。

令和2年度業務実績等報告書 <https://www.erca.go.jp/erca/koukai/rules.html>

令和2年度項目別評定総括表

項目	令和2年度 自己評価	行政コスト (百万円)
I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	B	
1. 公害健康被害の補償に関する業務	A	
(1) 徴収業務	A	36,476
(2) 納付業務	B	
2. 公害健康被害の予防事業に関する業務	B	
(1) 調査研究、知識の普及・情報提供、研修	A	642
(2) 地方公共団体への助成事業	B	
(3) 公害健康被害予防基金の運用等	B	
3. 民間環境保全活動の助成及び振興（地球環境基金事業）	B	
(1) 助成事業	B	840
(2) 振興事業	B	
(3) 地球環境基金の運用等	B	
4. ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理の助成	B	2,900
5. 維持管理積立金の管理	B	290
6. 石綿による健康被害の救済に関する業務	B	
(1) 認定・支給に係る業務	B	4,371
(2) 納付義務者からの徴収業務	B	
7. 環境の保全に関する研究及び技術開発等の業務（環境研究総合推進費業務）	A	
(1) 研究管理	A	5,352
(2) 公募、審査・評価及び配分事務	A	
II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	B	
1 経費の効率化	B	
2 給与水準等の適正化	B	
3 調達合理化	B	
III 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画	A	
1 財務運営の適正化	B	
2 承継業務に係る適切な債権管理等	S	2,365
IV その他業務運営に関する重要事項	B	
1 内部統制の強化	B	
2 情報セキュリティ対策の強化、適正な文書管理等	B	
3 業務運営に係る体制の強化・改善、組織の活性化	B	
総合評価	B	
	S	1
	A	4
	B	17
合計		53,236

② 第4 中期目標期間の主務大臣評価の状況（参考）

中期目標は5年間となっており、令和2年度は第4 期中期目標期間の2 年度目にあたります。

区分	令和元年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度
評価	B	—	—	—	—

評価区分

S：当該法人の業績向上努力により、中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる。

A：当該法人の業績向上努力により、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

B：中期計画における所期の目標を達成していると認められる。

C：中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する。

D：中期計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める。

出典：独立行政法人の評価に関する指針（平成31 年3 月改定）

https://www.soumu.go.jp/main_content/000605565.pdf



8. 予算と決算との対比

(単位：百万円)

区分	予算額	決算額	差額理由
収入			
運営費交付金	6,830	6,830	
国庫補助金	245	226	
その他の政府交付金	11,413	11,374	
業務収入	31,669	32,589	
受託収入	-	5	石綿健康被害救済業務勘定において受託事業があったため
運用収入	783	811	
その他収入	223	457	承継勘定において運送損害金等の回収増があったため
計	51,164	52,292	
支出			
業務経費	56,019	48,889	
公害健康被害補償予防業務経費	40,040	35,511	公害健康被害者の認定患者数の減少に伴う減等
うち人件費	299	256	業務の効率化による経費の縮減
石綿健康被害救済業務経費	5,476	4,095	石綿健康被害救済給付費が見込を下回ったこと等による減
うち人件費	293	244	業務の効率化による経費の縮減
環境保全研究・技術開発業務経費	5,427	5,332	
うち人件費	108	90	業務の効率化による経費の縮減
基金業務経費	4,708	3,828	ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金経理において中間貯蔵・環境安全事業株式会社に対する助成金が見込を下回ったことによる減
うち人件費	135	124	
承継業務経費	368	123	仮差押保証金や法的処理経費、サービサー等業務委託費の減
うち人件費	118	81	業務の効率化による経費の縮減
受託経費	-	5	石綿健康被害救済業務勘定において受託事業があったため
一般管理費	995	934	
うち人件費	458	438	
予備費	100	-	環境保全研究・技術開発勘定において研究費の翌事業年度への留保したため
計	57,114	49,828	

詳細につきましては、決算報告書をご覧ください。

<https://www.erca.go.jp/erca/koukai/low22.html#mark3>



9. 簡潔に要約された財務諸表（法人全体）

① 貸借対照表

（単位：百万円）

資産の部	金額	負債の部	金額
流動資産		流動負債	
現金及び預金（* 1）	79,204	運営費交付金債務	358
有価証券等	104,930	引当金	105
割賦譲渡元金	3,816	その他	3,043
貸付金	27	固定負債	
その他	1,204	資産見返負債	327
固定資産		石綿健康被害救済基金預り金	78,285
有形固定資産	352	ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金預り金	32,713
投資有価証券	126,024	預り維持管理積立金	117,831
破産更生債権等	4	引当金	800
その他	828	長期リース債務	174
		法令に基づく引当金等	
		納付財源引当金	11,679
		負債合計	245,315
		純資産の部（* 2）	
		資本金（政府出資金）	15,955
		資本剰余金	43,636
		利益剰余金	11,483
		純資産合計	71,074
資産合計	316,389	負債純資産合計	316,389

注) 表中の*印（* 1～* 7）は、それぞれ関連項目を示します。

② 行政コスト計算書

（単位：百万円）

	金額
損益計算書上の費用	53,236
経常費用（* 3）	51,911
臨時損失（* 4）	1,325
その他行政コスト（* 5）	-
行政コスト合計	53,236

③ 損益計算書

(単位:百万円)

	金額
経常費用 (* 3)	51,911
業務費	50,966
一般管理費	943
財務費用	3
その他	0
経常収益	54,705
運営費交付金収益等	21,042
自己収入等	33,663
臨時損失 (* 4)	1,325
前中期目標期間繰越積立金取崩額	10
当期総利益 (* 6)	1,479

④ 純資産変動計算書

(単位:百万円)

	資本金	資本剰余金	利益剰余金	純資産合計
当期首残高	15,955	43,629	10,015	69,598
当期変動額	-	8	1,469	1,476
その他行政コスト (* 5)	-	-	-	-
当期総利益 (* 6)	-	-	1,479	1,479
その他	-	8	△ 10	△ 2
当期末残高 (* 2)	15,955	43,636	11,483	71,074

⑤ キャッシュ・フロー計算書

(単位:百万円)

	金額
業務活動によるキャッシュ・フロー	9,744
投資活動によるキャッシュ・フロー	△8,414
財務活動によるキャッシュ・フロー	△73
資金増加額	1,257
資金期首残高	12,946
資金期末残高 (* 7)	14,204

(参考) 資金期末残高と現金及び預金との関係

(単位:百万円)

	金額
資金期末残高 (* 7)	14,204
定期預金	65,000
現金及び預金 (* 1)	79,204

詳細につきましては、財務諸表をご覧ください。

<https://www.erca.go.jp/erca/koukai/low22.html#mark3>



10. 財政状態及び運営状況の法人の長による説明情報

(1) 貸借対照表

令和2年度末の資産は、3,164億円となっておりその大半は現金・預金や投資有価証券などの金融資産です。負債は2,453億円となっておりますが、その大半は、各業務を行うため必要な基金預り金や積立金であり将来の行政サービスに充てるものとして負債に計上しております。

また、純資産は711億円であり、政府出資金、利益剰余金のほかに資本剰余金436億円を有しておりますが、これは公害健康被害予防基金等の造成のために民間からの出えん金を受け入れたことによるものです。

(2) 行政コスト計算書

行政コストは532億円となっておりますが、当機構は国から交付された財源にて取得した資産の減少であるその他行政コストを計上していないため、損益計算書の費用と一致しております。

(3) 損益計算書

経常費用は519億円、経常収益は547億円であり当期総利益は15億円となっております。

経常費用の主なものは、公害健康被害補償業務費(350億円)、石綿健康被害救済業務費(41億円)、環境保全研究・技術開発業務費(52億円)であり、費用相当の財源として、公害健康被害補償業務については納付義務者からの賦課金収入および国からの補助金等、石綿健康被害救済業務費については基金預り金、環境保全研究・技術開発業務費については運営費交付金を収益として計上しております。

当期総利益の大きな要因は、承継勘定における建設譲渡事業にかかる割賦譲渡債権等の回収において、一般債権以外の債権の回収を行ったことによる貸倒引当金戻入、遅延損害金等の雑益により利益が発生したことによるものです。

(4) 純資産変動計算書

当期変動額について、資本剰余金が8百万円増加しておりますが、これは基金勘定において民間からの出えん金を受け入れたことによるものです。

また、利益剰余金については15億円増加しておりますが、主な要因は、承継勘定における建設譲渡事業にかかる割賦譲渡債権等の回収において、一般債権以外の債権の回収を行ったことによる貸倒引当金戻入、遅延損害金等の雑益により利益が発生したこと等によるものです。ほか、公害健康被害補償予防勘定において事業の財源等に充当するための第3期中期目標期間の繰越積立金を10百万円取り崩しています。

(5) キャッシュ・フロー計算書

業務活動によるキャッシュ・フローについては維持管理積立金が増加したこと等により97億円の資金増加となっております。

投資活動によるキャッシュ・フローについては有価証券の取得が多かったこと等により84億円の資金減少となっております。

財務活動によるキャッシュ・フローについてはリース料の支払い等をしたことから0.7億円の資金減少となっております。

結果、期首残高129億円から13億円の資金増加となり、令和2年度の期末残高は142億円となりました。

11. 参考情報

財務諸表の科目

①貸借対照表

現金及び預金	現金、預金の残高
有価証券等	譲渡性預金、預託金及び満期保有目的の債券
割賦譲渡元金	建設譲渡事業の割賦代金の債権残高
貸付金	貸付事業の貸付残高
その他（流動資産）	補償給付費の精算にかかる未収金等
有形固定資産	建物附属設備、備品で当機構が長期にわたり使用する有形の固定資産
投資有価証券	満期保有目的で保有する投資有価証券
破産更生債権等	経営破綻又は実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権等
その他（固定資産）	当機構が入居するビルに対する敷金、ソフトウェアなど具体的な形態を持たない無形固定資産等
運営費交付金債務	当機構の業務を実施するために国から交付された運営費交付金のうち、翌事業年度以降に収益化を予定している債務残高
引当金（流動負債）	将来の特定の費用又は損失を当期の費用又は損失として見越し計上するもので、賞与引当金が該当
その他（流動負債）	地方公共団体に対する未払金等
資産見返負債	運営費交付金等を財源として取得した償却資産に係る帳簿価額相当額
石綿健康被害救済基金預り金	石綿健康被害の救済給付に充てるため、独立行政法人環境再生保全機構法（以下、「法」という。）第 16 条の 2 に基づく基金
ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金預り金	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理に要する助成に充てるため、機構法第 16 条に基づく基金
預り維持管理積立金	特定廃棄物最終処分場の埋立終了後に適正な維持管理に必要な費用として、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 8 条の 5 に基づき処分場の設置者から予め積み立てられた積立金
引当金（固定負債）	将来の特定の費用又は損失を当期の費用又は損失として見越し計上するもので退職給付引当金が該当
長期リース債務	支払期間が 1 年を越えるシステムにあてる経費の債務残高
納付財源引当金	公害健康被害者に係る補償給付に充てるため、法省令第 13 条に基づく納付財源引当金（独立行政法人会計基準第 92）
資本金（政府出資金）	国からの出資金であり、当機構の財産的基礎を構成
資本剰余金	機構法第 14 条に基づく公害健康被害予防基金に充てるために大気汚染物質排出施設設置者等からの拠出及び機構法第 15 条に基づく地球環境基金に充てるための民間からの出えん金等
利益剰余金	当機構の業務に関連して発生した剰余金の累計額

②行政コスト計算書

損益計算書上の費用 その他行政コスト	損益計算書における経常費用、臨時損失 政府出資金や国から交付された施設費等を財源として取得した資産の減少に対応する、独立行政法人の実質的な会計上の財産的基礎の減少の程度を表すもの
行政コスト	独立行政法人のアウトプットを産み出すために使用したフルコストの性格を有するとともに、独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコストの算定基礎を示す指標としての性格を有するもの

③損益計算書

業務費	当機構の業務に要した費用、公害健康被害者に係る補償給付、石綿健康被害者に対する救済給付等の経費
一般管理費	当機構の運営に要した費用、入居するビルに対する賃借料等の経費
財務費用	利息の支払等
その他	雑損
運営費交付金収益等	国からの運営費交付金のうち、当期の収益として認識したもの、国・地方公共団体等からの補助金等
自己収入等	公害健康被害者に対する補償給付等に充てるため、ばい煙発生施設等設置者から徴収した収益、基金の運用による利息収入等
臨時損失	法令に基づく引当金等の繰入等
前中期目標期間繰越積立金取崩額	前中期目標期間の最後の事業年度の利益処分により、現中期目標期間に繰り越すこととされた積立金のうち、当期に取崩した額

④純資産変動計算書

当期末残高	貸借対照表の純資産の部に記載されている残高
その他	民間等出えん金の受入れ

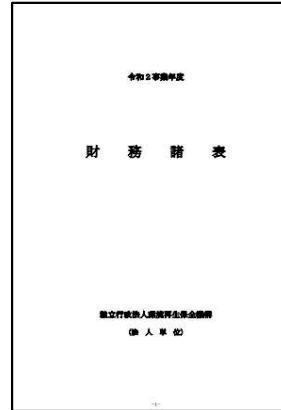
⑤キャッシュ・フロー計算書

業務活動によるキャッシュ・フロー	通常の業務の実施に係る資金の状態を表し、補償給付等の費用に充てるための収入及び支出、人件費支出等
投資活動によるキャッシュ・フロー	将来に向けた運営基盤の確立のために行われる投資活動に係る資金の状態を表し、有価証券の取得・売却等による収入・支出
財務活動によるキャッシュ・フロー	リースに係る債務の支払等

業務実績等報告書、事業報告書、財務諸表等

<https://www.erca.go.jp/erca/koukai/low22.html>

<https://www.erca.go.jp/erca/koukai/rules.html>



環境再生保全機構ホームページ

<https://www.erca.go.jp/>



独立行政法人 環境再生保全機構
ERCA Environmental Restoration and Conservation Agency

【重要】環境再生保全機構における新型コロナウイルス感染症対策に関するお知らせ

当機構（「環境再生保全機構」）と似たような名前で生活再生救済金の受取手続を勧誘するメール等に御注意ください。

環境再生保全機構の出勤者数の削減に関する取組状況の公表について (PDF、113KB)

ピックアップ

各種情報コーナー

独立行政法人環境再生保全機構のホームページで公開中です

ぜん息・COPD プラットフォーム

ぜん息やCOPDに関する基礎情報、最新情報、イベント開催情報について紹介しています。



<https://www.erca.go.jp/yobou/zensoku/platform/index.html>

公害健康被害補償予防制度



<https://www.erca.go.jp/fukakin/40th/ayumi/index.html>

環境NGO・NPO団体情報の 検索・閲覧



<https://www.erca.go.jp/jfge/ngo/html/main>

石綿健康被害と救済給付について



・石綿（アスベスト）について
・石綿関連疾患に関する情報
・石綿健康被害救済制度
について情報を発信しています。



<https://www.erca.go.jp/asbestos/931/index.html>

■ Twitter (予防事業)

https://twitter.com/ERCA_yobou



■ Twitter (地球環境基金)

https://twitter.com/ERCA_kikin



■ Instagram (地球環境基金)

https://www.instagram.com/erca_kikin/



■ ERCA Youtubeチャンネル

<https://m.youtube.com/channel/UCOZYk6vL5fqkPTWBLNinccQ>

